



和水町マスコット
キャラクター
なごみん



あなたに、なごみを。

和水町
NAGOMIMACHI

和水町

暮らしの便利帳

令和6年
保存版

Nagomi Town Life Guide Book

和水町ガイド
わが街情報満載

行政ガイド
和水町民の
インフォメーション

生活ガイド
医療機関・
暮らしの情報



和水町ガイド 6

防災 20

届出・証明 21

税金 25

国保・年金 27

子育て・健康・
医療 30

福祉・介護・
高齢者 37

教育 42

生涯学習・文化・
スポーツ 42

生活・環境 43

農業 48

議会・選挙 50

消費生活相談 51

生活ガイド 52

人と 社会と 自然をつなぐ 私たちは丸光グループです



事業内容

海砂・洗砂・山砂・碎石
その他建設資材
陸上・海上販売



株式会社 丸光商事

【本 社】 熊本県玉名市大浜町 2173-1 TEL0968-76-2161 FAX0968-76-2162
【和水洗砂生産場】 熊本県玉名郡和水町内田 2233 番地 TEL0968-86-4423 FAX0968-86-4438
<https://marukogroup.jp>

和水町 暮らしの便利帳の使い方

暮らしに役立つ情報がスムーズに探せます。

みなさんのお宅にお届けした「和水町暮らしの便利帳」は、これから和水町で、そしてずっと和水町で暮らしていく、そんなみなさんのためのガイドブックです。ぜひ、毎日の暮らしの中でお役立てください。



表紙と本文のカラーインデックスが連動しているため、直感的にスピーディに、目的の情報にたどり着くことができます。



子育て・健康・医療

妊婦した店

【母子健康手帳、妊婦健康診察券の発行】 保健所子ども課 子ども健康課
妊婦健康手帳、妊婦健康診察券の発行は、保健所子ども課子ども健康課で行います。妊婦健康手帳は、妊婦さんが妊娠中に必要な健康診断の結果を記録するための冊子です。妊婦健康診察券は、妊婦さんが妊娠中に必要な健康診断を受けるための券です。

【子育て支援】 子育て支援センター、子育て支援室、子育て支援課など、子育て支援に関する情報は、保健所子ども課子ども健康課で確認できます。子育て支援センターは、子育て中のママさんたちが集まり、交流したり、子育てに関する相談をしたりできる場所です。子育て支援室は、子育て中のママさんたちが、子育てに関する相談をしたり、子育てに関する情報を得たりできる場所です。子育て支援課は、子育てに関する相談をしたり、子育てに関する情報を得たりできる課です。

項目	内容
子育て支援センター	子育て支援センターは、子育て中のママさんたちが集まり、交流したり、子育てに関する相談をしたりできる場所です。
子育て支援室	子育て支援室は、子育て中のママさんたちが、子育てに関する相談をしたり、子育てに関する情報を得たりできる場所です。
子育て支援課	子育て支援課は、子育てに関する相談をしたり、子育てに関する情報を得たりできる課です。

とっても便利な三部構成！

街への愛情が深まる
地域情報

困った時に頼れる
行政情報

毎日の暮らしを支える
生活情報



ごあいさつ

和水町長 石原 佳幸

町民の皆様におかれましては、日頃より町政の運営に格別の御理解と御協力をいただきありがとうございます。

この度、和水町では、株式会社サイネックスとの官民協働事業により、地元事業者、団体の皆様に御協賛をいただき、「暮らしの便利帳」を作成しました。趣旨に御賛同いただいた多くの皆様に厚くお礼申し上げます。

この「暮らしの便利帳」には、町の窓口業務や各種行政サービスの御案内など、毎日の生活に深く関わりのある暮らしの情報を掲載しています。また、観光や文化財といった見どころも御紹介しています。和水町の概要を知るうえで、大いに役立つものと期待しています。

全世帯及び本町への転入者にお配りしますので、ぜひ、身近なところに置いていただき、御活用いただけましたら幸いです。

令和6年8月

INDEX

広告



見積無料!!
畳工事一式(新調・表替え・裏返し)
ふすま張替え・あみ戸・障子・室内装飾販売

菊川たたみ店
一級技能士
和水町前原 1907
☎(0968) 86-3938

一級技能士2名在中

上妻石材店



石工事一式
墓石販売
設計・施工
墓誌追加彫
お気軽に
ご相談ください

山鹿市古閑 926
TEL 43-8088 FAX 44-4192

▶ごあいさつ	1
▶INDEX	2
▶ライフサイクルINDEX	4

🔍 和水町ガイド 6

▶和水町のプロフィール	6
▶ふるさと大使・ブランドロゴ	8
▶移住定住・子育て支援	9
▶なごみの偉人	10
▶なごみの神々	11
▶なごみの歴史	12
▶なごみの風景	13
▶なごみの癒やし	14
▶なごみの賑わい	15
▶道の駅・物産館	16
▶和水町おでかけ交通 「あいのりくん」	17
▶役場案内	18
▶和水町の情報をキャッチ!	19
▶行政ガイドINDEX	19

🔥 防災 20

▶災害に備えて	20
---------------	----

📄 届出・証明 21

▶住民票に関する届出・証明書	21
▶戸籍に関する届出・証明書	22
▶印鑑登録に関する届出・証明書	23
▶マイナンバーカード (個人番号)	23

▶コンビニ交付	24
▶旅券(パスポート)交付の申請	24

💰 税金 25

▶町税等のおもなもの	25
▶納付	26

🇯🇵 国保・年金 27

国民健康保険	
▶国民健康保険とは	27
後期高齢者医療制度	
▶後期高齢者医療制度について	28
国民年金	
▶国民年金について	29

👨‍👩‍👧 子育て・健康・医療 30

▶妊娠した時	30
▶赤ちゃんが生まれたら	31
▶保育所施設	34
▶小学生になったら	34
▶ひとり親家庭の人へ	34
▶大人の健康	35
▶国民健康保険 和水町立病院	36
▶きくすい荘・和水町デイサービス センター	36

👴 福祉・介護・高齢者 37

介護保険	
▶介護保険のしくみ	37
▶被保険者(加入する方)	37

広告

「町づくり」「環境づくり」「未来づくり」
建設業を通じて皆様の支えになりたいと考えています。

有限会社 青空産業

熊本県知事許可(般)第17857号
代表取締役 徳永 孝義



建設資材・測量用品販売



安全用品・看板各種販売

〒861-0906 熊本県玉名郡和水町西吉地 2458
TEL0968-34-4096 FAX0968-34-4143
<https://www.aozora-ltd.jp>



レンタル・リース販売



工事・施工各種

▶介護サービスの利用	37
▶介護保険サービス外の事業	38

高齢者福祉

▶高齢者の能力活用・社会参加	38
▶地域包括支援センター	38
▶養護老人ホームへの入所	38

障害者福祉

▶各種手帳の交付	39
▶医療費助成制度	39
▶各種手当	39
▶補装具費の支給	39
▶地域生活支援事業	40
▶その他の助成や制度	40
▶障害福祉サービス (障害児通所支援)	40

教育 42

▶教育	42
-----	----

生涯学習・文化・スポーツ 42

▶コミュニティ施設・ スポーツ施設	42
----------------------	----

生活・環境 43

生活

▶ごみの分け方・出し方	43
-------------	----

環境

▶ペット	46
▶簡易水道	46

▶下水道	47
▶浄化槽	47

農業 48

▶農地の売買・貸借・転用	48
▶農地中間管理事業	48
▶農業者年金について	48
▶農業振興	49

議会・選挙 50

▶町議会	50
▶選挙権	50
▶投票の方法	50

消費生活相談 51

▶和水町消費生活相談窓口	51
--------------	----

生活ガイド 52

※生活ガイドは、暮らしに役立つ情報を掲載しており、有料広告ページとなります。

▶和水町商工会	52
▶ドライブ前の点検	53
▶リフォームの基礎知識	54
▶知っておきたい葬儀編	56

広告

馬刺し・食肉卸・小売

有限会社 丸信産業



玉名郡和水町原口700-1 (菊水インターそば)
【全国配送センター】 オイシーバ サ シャ
0120-048348
☎(0968) 86-4729 FAX (0968) 86-4732

楽しさ、楽しさ、明るさを大切に
安らぎの施設で笑顔のある楽しい暮らし



有料老人ホーム
花みずき本館・別館
菊水西デイサービスセンター
訪問介護 **すずらん**
お問い合わせ TEL0968-71-8177
グループホーム **なごみの園・菊水**
お問い合わせ TEL0968-71-8880

広告



TAKAOKA 土木 建築 舗装 塗装 防水工事一式





株式会社 **高岡建設** 本社 〒865-0132 熊本県玉名郡和水町荻原 1258-1
TEL (0968) 86-3391 / FAX (0968) 86-5033
※R6年12月頃 本社移転予定

こんなときどうするの？

ライフサイクルINDEX

Life Cycle Index

広 告



YAMAGA Blanks YB
MADE IN JAPAN
FACTORY BRAND

株式会社 山鹿釣具 / ヤマガブランクス
〒865-0114 熊本県玉名郡和水町岩戸 1047
Tel: 0968-41-3939 Fax: 0968-44-0755
E-Mail: info@yamaga-blanks.com



業務内容
土木工事・とび・土工工事・石工事
タイル・レンガ・ブロック工事
舗装工事・しゅんせつ工事・塗装工事
水道施設工事・解体工事・基礎工事
外構工事

一般建設業
亀井工業株式会社
熊本県知事許可(般)第19991号
代表取締役 亀井 孝
和水町蓮門1924-3 TEL/FAX 0968-86-6900

P22. 出生届
P27. 国民健康保険
P30. 母子健康手帳
P30. 妊婦健康診査

P31. 子ども医療費助成
P32. 子育て支援センター
P34. 保育
P32. 予防接種

誕生



育児



戸籍の届出・各種登録は、役場へ届け出てください

赤ちゃんが
生まれたら

P22. 出生届

生まれた日から14日以内に届出

結婚したら

P22. 婚姻届

届け出た日から効力

家族が
亡くなったら

P22. 死亡届

死亡の事実を知った日から7日以内に届出

必要な方

P23. 印鑑登録

老後



壮年



P29. 国民年金
P28. 後期高齢者医療制度
P37. 介護保険
P38. 高齢者福祉

P25. 税金
P29. 国民年金
P27. 国民健康保険
P35. 各種健診

広 告



明るい食卓と健康を
笑顔で応援します。
nagomimarché

KIKUYA

菊屋

移動販売



「なごみ号」

各行事にお弁当やバーベQのご注文承ります。

健康の為に食の本物
自然派をおすすめします

りんご店 

玉名郡和水町江田 4172-1
☎(0968)86-2176

地域の台所

みかん店 

玉名郡和水町板楠 8-2
☎(0968)42-4120

お買物に
お困りになったら
お声をかけて下さい
☎86-2176





緊急時

P20. 防災



P34. 放課後児童クラブ

P42. 小学校

P42. 中学校

P42. 就学援助

P27. 国民健康保険

P29. 国民年金

教育



成人



知りたいときに
すぐ見つかる!



町内へ引っ越してきたとき

P21. 転入届

引っ越ししてきた日から14日以内に届出

引っ越しに
関する届出

町外へ引っ越ししていくとき

P21. 転出届

引っ越し日の約14日前から届出

町内で住まいが変わったら

P21. 転居届

引っ越しした日から14日以内に届出

生活



P17. あいのりくん

P42. 施設

P43. ごみ

P46. 簡易水道

P47. 下水道

結婚



P21. 住民登録

P22. 婚姻届

P22. 戸籍

広告

無料回収所 不要な家電
金属類持込みOK

金属類・自動車・エアコン
バイク・農機具・バッテリー
パソコン・新聞紙・雑誌・ダンボール



持込OK 事前に電話下さい!!
営業時間 午前8時~午後5時

三加和産業
リサイクルセンター

和水町東吉地1223

☎ 090-6582-9708

お気軽に御連絡ください!!

広告

土木建築工事一式

有限会社 堤建設

代表取締役 堤 藤憲

〒861-0903 玉名郡和水町和仁 373-2

TEL 0968-34-3887 FAX 0968-34-2216



和水町の プロフィール

位置・地勢

和水町は、熊本県北西部、福岡県との県境に位置し、南北約19キロ、東西約9キロ、面積は約98平方キロメートルとなります。

和水町は、九州の中心部に位置し、九州縦貫自動車道菊水インターチェンジを有し、福岡都市圏まで60分という交通の便に恵まれ、周辺には中小都市が存在し、都市へのアクセス条件のよい地域です。また、菊池川と緑の山々などの豊かな自然と江田船山古墳、田中城跡や豊前街道を代表とする数多くの歴史的資源に恵まれています。

更に産業面では、米をはじめ、野菜や果実等の農畜産物の生産が盛んであり、また電器、精密機械などの企業を誘致して、農工併進による発展を遂げてきました。

人口と世帯数

人口	9,052人	男性	4,358人
世帯数	3,765世帯	女性	4,694人

令和6年4月30日現在

町章

「和(緑)」と「水(水色)」で豊かな自然の和水町を象徴的に表現しました。水色は清流、緑は大地で、自然に恵まれた和水町をイメージしました。



北緯 33度
東経 130度

広告

暑い日の面倒な草取り…快適な夏を迎えるための**オススメ対策!**

土と竹とにがりから生まれた雑草の生えない土

雑草アパックス 草むしりからの解放

国土交通省 NETIS 登録番号 QS-090023-A (マグファイバー工法プレミックス製品)

一般土木・下水排水設備・水道・解体・舗装・浄化槽工事等

第3回
九州環境
ビジネス大賞
「優秀賞」
受賞



特定建設業

株式会社 桜井組

和水町江田 3018-2

TEL:86-4452 FAX:86-4683

URL: <http://sakurai-nagomi.com>

シンボル



町の花 ひまわり

和名のひまわり(向日葵)の由来は、太陽の動きにつれてその方向を追うように花が回るといわれたことから、英名ではサンフラワーともいわれます。太陽に向かって真っ直ぐに伸びる姿は、明るく元気なイメージがあります。町内でもよく見かけ、誰もが知っており、和水町にふさわしい花です。



町の鳥 うぐいす

平地にて鳴き始める季節が早春であることから「春告鳥(はるつげとり)」の別名があります。春になると町内でもよく鳴き声(ホーホケキョ)が聞こえてきます。きれいな鳴き声に心が癒され、自然豊かな和水町にふさわしい鳥です。

町の木 さくら

日本人に古くから親しまれており、桜の開花予想図の「桜前線」は広く知られているところです。町内の多くの場所で見ることができ、町の自然環境になじみが深いものです。桜の花は美しく、見る人を和ませ町名にも合っており、喜びや希望を感じさせ、シンボルとしてふさわしい木です。



都市交流

和水町は、令和元年8月20日、神奈川県箱根町と包括連携協定を締結し、観光スポーツ、教育のほか防災分野において相互に協力し、地域の活性化を目指しています。

海外の都市では、韓国公州市と昭和54年9月15日に姉妹都市協定を締結し、友好的な交流を続けています。また、令和6年5月28日には、台湾九如郷と国際交流促進覚書を締結し、これから地域の振興や人材の育成のための交流を図っていきます。

このように各都市と様々な分野で交流し、町の更なる発展につなげていきます。



和水町マスコットキャラクター



なごみん

プロフィール

誕生日	1月11日
生まれたところ	和水町
性別	男
年齢	ヒミツ
性格	元気いっぱい
得意技	走ること
好きな食べ物	和水町で取れた物

広告

(有)松村自動車

最新洗車機導入

人も車も健康がいちばん♡

酸素BOX

1名~6名用

疲労回復・二日酔い
スポーツ後・ダイエット
美容・アンチエイジング

テレビ・エアコン完備で快適に過ごせます。

各種自動車保険のロードサービス指定工場

24時間ロードサービス

■ バッテリー上がり・その他故障
パンク・閉じ鍵など
■ 高速道路・県外にも対応致します

レンタカー

200台完備

任意保険無料
レンタカー

和水町岩尻 1381-27

☎0968-86-4496

廣田彩花選手を 和水町ふるさと大使第1号に任命しました！

\\ 和水町ふるさと大使委嘱状交付式を開催しました //

令和5年6月26日、和水町ふるさと大使の第1号として、バドミントン女子ダブルス日本代表として活躍されている本町出身の廣田彩花選手へ委嘱状の交付を行いました。

廣田選手は、ふるさと大使の委嘱を受け、「ふるさと大使に任命いただき大変光栄に思います。これから和水町のことをアピールできるように頑張りたいです。」と語られました。

今後、廣田選手には、本町で行う各種イベントへの出演やSNSを通して本町の魅力などをPRしていただく予定です。



和水町ロゴ・キャッチコピー・ショート動画誕生！

\\ 令和6年1月、和水町のイメージを伝えるロゴが誕生しました。 //



あなたに、なごみを。

和水町
NAGOMIMACHI

ロゴ

山々と川(自然)は歴史と未来を象徴し、その自然の恵みは稲穂を通して表現しています。

上下に配された手と手はそれ自体が「人と人とのつながり」を表しながら、ロゴ全体をやさしく包み込む輪郭となることで「人と自然とのつながり」をも表現します。

キャッチコピー

「あなたに、なごみを。」

自然と人という双方の魅力それぞれが、人々の気持ちに「なごみ」を持たらし、和水を訪れるすべての人に「なごみ」を…。そんな想いをストレートに表現しました。

ショート動画

なさそうに見えて実はすべてある和水。そんな町の日常を、町に住んでいる方の視点で表現しました。



和水町公式YouTubeチャンネルでご覧いただけます▲

移住定住・子育て支援



住まい

新築住宅みらい支援補助金

町内において住宅（新築又は建売）を取得する方に対し、補助金を支給します。

一般世帯	若者世帯	町外世帯
25万円	50万円	75万円

*子育て加算 20万円（※中学生以下1人につき）
*飲用井戸加算10万円（※簡易水道未整備区域）

空き家バンク制度

空き家物件情報を町ホームページで提供する制度です。物件所有者と利用希望者を繋ぎ移住定住を促進します。

空き家バンク活用促進補助金

空き家バンクを利用して成約した物件を対象に、不要物の撤去費用や改修費に係る費用を補助します。

不要物撤去

補助対象経費の2/3以内 上限20万円

改修工事等

補助対象経費の2/3以内 上限100万円

新婚さん定住促進奨励金

婚姻日から1年以内の新婚夫婦に対し、奨励金を交付します。

1組 15万円

結婚新生活支援事業補助金

新婚世帯に対し、新居の住居費、引越費用、リフォーム費用の一部を補助します。

29歳以下

上限60万円

39歳以下

上限30万円



和水町ガイド

子育て

わくわく子育て応援金（出生祝金）

子どもの出生をお祝いし健やかな成長を願い、出生祝金を支給します。

第1子	第2子	第3子
20万円	30万円	50万円
第4子	第5子以降	
70万円	100万円	

わくわく子育て応援金（入学祝金）

子どもの入学をお祝いし保護者の経済的負担を軽減するため、入学祝金を支給します。

小学校入学時	中学校入学時
5万円	10万円
高校入学時	
15万円	



しごと

和水町創業支援補助金

和水町内で創業又は現在営む業種とは異なる業種に進出する方に、最大100万円補助支援します。

ハローワーク玉名

職業紹介や就業支援のサービスのほか、雇用保険に関する各種手当や助成金支給等の業務を実施。

くまもと農業アカデミー

土壌肥料、病害虫、鳥獣害対策、農業機械、農業経営、スマート農業等の講座から選択して受講可能。

くまもと農業経営塾

おおむね5年以上の農業経験者を対象に、リーダー育成を目的に開講。全国の農業経営者や専門家から学ぶことができる。

広告

株式会社 北川工業

〒865-0131 熊本県玉名郡和水町用木 379-3
TEL/FAX 0968-86-4640
携帯 090-8911-8858
電話



解体工事



土木工事

=現地調査・見積り無料=



なごみの偉人

日本マラソンの父 金栗四三



金栗四三 (1891~1983)



明治24年8月20日、玉名郡春富村(現和水町)生まれ。
明治45年(1912年)、日本人初のオリンピック選手として、第5回ストックホルム大会の男子マラソンに出場、その後もアントワープ大会・パリ大会の同種目に出場しました。
また、日本初の駅伝「東海道五十三次駅伝競走(京都〜東京)」や正月の風物詩「東京箱根間往復大学駅伝(箱根駅伝)」の開催、女子体育の振興にも尽力し、師範学校教師、熊本県体育会(現熊本県スポーツ協会)初代会長、熊本県初代教育委員長など生涯にわたってスポーツの振興・発展に力を注ぎました。



▲ストックホルム大会ユニフォーム



▲国内予選大会優勝カップと撮影

生涯に走った距離は約25万キロ、地球6周と4分の1といわれ、金栗が残した有名な言葉として「体力、氣力、努力」がよく知られています。昭和58年11月13日 92歳で永眠。

金栗四三 ココがすごい！

- ✓ 日本人初のオリンピック選手
- ✓ 世界最高タイムを3度も記録(非公認)
- ✓ 伝説のマラソン大記録の持ち主
- ✓ 箱根駅伝の創設者
- ✓ グリコマークモデルのひとり



金栗四三の言葉

体力 氣力 努力

「体力」とは心身の健康
「氣力」とは初志貫徹の意志力
「努力」とは忍耐の継続

金栗四三ロード

金栗が通った生家から玉名北高等学校までの通学路は「金栗四三ロード」と呼ばれています。山坂の難所を越える往復12キロの道のりを近所の子どもたちと毎日走って行き戻することで自然と心身は鍛えられ、マラソンランナーとして必要な素質が磨かれたのでした。



金栗四三の生家



金栗四三ロード

ユニバーサルデザインでみんなが快適に

「ユニバーサルデザイン」とは、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や性別、障がい、身体的能力などの違いにかかわらず、どの人にとってもわかりやすく、利用しやすく設計(デザイン)された空間や建物、製品などのことをいいます。

例えば
この本も



ピクトグラム

色弱者の方に
配慮した
ユニバーサル
デザインカラー



読みやすく、
誤読されにくい
ユニバーサル
デザインフォント

さまざまな
工夫を
しています



Nagomi
Life

心も和む、
なごみのくらし

体にまつわるユニークな八つの神様

なごみの神々



一の 命の神様 ギンくん▲

命に関わるほどの大病にかかった時にだけ平癒祈願ができ、必ず治ると伝わっています。ただし、願かけは一生に一度きりです。

◎ 西吉地



二の 目の神様 アイラちゃん▲

無病息災・家内安泰に繋がるといわれ、特に目の病には効果があると言われています。昔は、治ったら、お礼に「目」の字を書いた白布がつるしてあったそうです。

◎ 大田黒



三の 歯の神様 はのちゃん▲

日本でも珍しい歯の痛みを鎮めてくれるという神様。自然石が歯の形に似ていることから信仰されるようになりました。塩や米を供えて祈願します。

◎ 西吉地



四の 耳の神様 みゆうちゃん▲

肥後国衆一揆の時、耳が聞こえにくいために命を落とした柳川由布大炊助が祭神。耳の通りを良くなるようにとの願いを込めて「火吹き竹」が奉納され、耳疾の神として信仰されています。

◎ 東吉地



五の イボの神様 イボタン▲

イボや皮膚の病を治してくれとか。年齢の数だけ煎った大豆を供え、石をなでた手で治したい場所をさするのが願立ての方法です。

◎ 大田黒



六の 胃の神様 みいちゃん▲

お参りを続けた胃弱の人が元気になったことから胃の神様として崇められています。昔は、どじょうを参道途中の池に入れてお供えする習わしがありました。

◎ 野田



ぴよんすけくん▶

七の 手足の神様

手足の痛みを和らげたり、足が速くなる効能があると伝えられています。その昔、六嘉さん(現嘉島町)の足手荒神を分霊して祀ったものと言われています。

◎ 板橋



まこちゃん▶

性の腰の神様

約800年前、山森阿蘇神社創建の際にこの地に移り住み、農耕技術を伝授した坂梨七郎右衛門が祭神。「子孫繁栄・安産・夫婦和合の神」。

◎ 西吉地

広告

●型枠工事 ●建築工事 ●大工工事
●とび・土木工事 ●解体・鉄筋工事

株式会社 丸山建設

熊本県知事許可(般-2)第17845号

丸山建設

代表取締役 丸山 博文

和水町瀬川 1942-1

TEL 0968-86-3110・FAX 0968-86-8585

江田船山古墳

国指定史跡

国指定史跡江田船山古墳から出土した92件の出土品は、一括「国宝」として東京国立博物館に保管展示されています。金銅製冠・沓・金製耳飾り・簪・鎧・大刀・剣など、おびただしい副葬品の中でも、75文字が銀で象嵌された銀象嵌銘大刀は、日本の古代史をひもとくうえで大変貴重なものです。



江田船山古墳公園

公園内には、国指定史跡の江田船山古墳をはじめ、出土品(国宝・レプリカ)を展示した歴史民俗資料館があります。



金銅製透彫冠帽



▲石棺



▲銀象嵌銘大刀(馬の文様)



なごみの歴史

5世紀後半の前方後円墳や貴重な出土品



● 入場無料 ●

歴史民俗資料館

江田船山古墳から出土した銀象嵌銘大刀(ぎんざうがんめいたち)をはじめ、銅鏡、冠、沓など国宝のレプリカを中心に展示しています。



教養の豆知識 記念物とは？

記念物とは以下の文化財の総称です。

1. 貝塚、古墳、都城跡、城跡旧宅等の遺跡で我が国にとって歴史上または学術上価値の高いもの
2. 庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳等の名勝地で我が国にとって芸術上または鑑賞上価値の高いもの
3. 動物、植物及び地質鉱物で我が国にとって学術上価値の高いもの



国は、これらの記念物のうち重要なものをこの種類に従って、「史跡」、「名勝」、「天然記念物」に指定し、これらの保護を図っています。そのうち特に重要なものについては、それぞれ「特別史跡」、「特別名勝」、「特別天然記念物」に指定しています。

肥後民家村

茅葺き屋根の古民家を見てみよう

なごみの風景



旧境家 国指定重要文化財

熊本県玉名郡玉東町から移築したもので、文政13年3月に建てられたものです。囲炉裏や昔使っていた生活用具、農具が展示されています。



和水町ガイド



旧河野家

かまどでご飯を炊いたり、宿泊したりと昔ながらの生活を体験することができます。



旧布施家

新潟県上越市安江より移築した約300年前の住宅で、上杉謙信公重臣として栄えた豪農の家です。



教養の豆知識 文化財って？

文化財は、長い歴史の中で生まれ、はぐくまれてきました。そして、今日まで守り伝えられてきた貴重な国民的財産です。

このため国は、文化財保護法に基づき重要なものを国宝、重要文化財、史跡、名勝、天然記念物等として指定、選定、登録しています。

現状変更や輸出などについて一定の制限を課す一方で、保存修理や防災施設の設置、史跡等の公有化等に対し補助を行うことで文化財の保存を図っています。また、文化財の公開施設の整備に対し補助を行ったり、展覧会などによる文化財の鑑賞機会の拡大を図ったりするなど文化財の活用のための措置も講じています。

さらに、国を代表する文化遺産の中から顕著な普遍的価値を有するものをユネスコに推薦し、世界文化遺産への登録を推進しています。



三加和温泉



美肌の湯として知られる三加和温泉

なごみの癒やし

三加和温泉は、源泉かけ流しの天然温泉です。美肌の湯と呼ばれる所以はそのpH値（ペーハー）にあります。10以上といわれるお湯はとろとろとした肌触り。「スーパークレンジング温泉」とも言われています。不要な角質や汚れを取り除き、あなたのお肌をつるつるすべすべに導くことでしょう。

泉質・効能

泉質	アルカリ性単純弱放射能温泉（アルカリ性 低張性 温泉）
効能	神経痛、筋肉痛、関節痛、五十肩、運動麻痺、関節のこわばり、うちみ、くじき、慢性消化器病、痔疾、冷え性、病後回復期、疲労回復、健康増進、通風、動脈硬化症、慢性胆のう炎、胆石症、慢性皮膚病、慢性婦人病
泉温	40℃前後

温泉施設 三加和温泉ふるさと交流センター

- 🕒 10時00分～21時00分
- ☎ 0968-34-2249
- 📍 和水町大田黒789
- 💰 大浴場 大人（中学生以上） 500円
※18時以降、毎週火曜日、毎月26日 400円
子ども（5才～小学生） 250円
家族湯（60分） 1,500円



広告

丸美屋 直売所 工場直売店「けんこう市場」 お買得 商品たくさん!!



菊水店 玉名郡和水町内田 2211
☎080-1544-3701

定休日 土曜、日曜、祝日

営業時間 10:00～17:30

南関店 玉名郡南関町豊永 3969
☎0968-53-0292

定休日 日曜、祝日

営業時間 10:00～18:00
(11月～2月 10:00～17:30)

教養の豆知識 SDGsとは?

エス・ディー・ジーズ

持続可能な開発目標 SDGsとは

持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

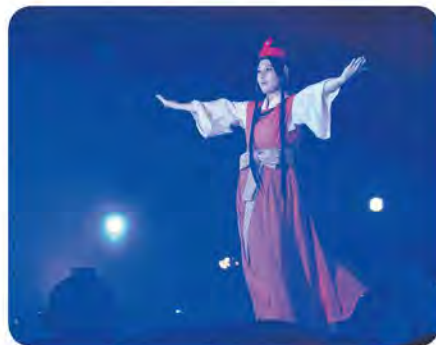
外務省HP「SDGsとは?」より加工編集して作成(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/about/index.html>)

Nagomi
Life

心も和む、
なごみのくらし

伝統のお祭りや楽しいイベント

なごみの賑わい



和水町古墳祭

8月第1土・日曜日(予定)

熊本夏の三大祭りのひとつ。昭和40年に江田船山古墳出土品が国宝に指定されたのをきっかけに昭和46年から始まりました。火巫女を中心に古代人に扮した約700人が練り歩く松明行列や古墳踊り、奉納の舞、浦安の舞、花火大会などが盛大に繰り上げられます。



金栗四三翁マラソン大会

11月第1日曜日(予定)

日本人初のオリンピック選手で、箱根駅伝の創設にも尽力した故金栗四三翁の偉業を讀えて1984年から大会を開催。本大会のコースは、ハーフマラソン、10km、3km、1.2kmで、ハーフと10kmは金栗四三の生家を通るコースであり、創設された箱根駅伝を思わせる過酷なコースとなっています。



山太郎祭

11月第3日曜日(予定)

阿蘇の外輪山から流れる一級河川の菊池川の恵みによって育まれた和水町の豊かな食や農作物などをこの祭りで楽しんでいただきます。その恵みのひとつ、山太郎ガネ(モクズガニ)を使ったガネ飯やガネ汁などの食事の販売をはじめ、農作物のせり売りなどが行われます。

戦国肥後国衆まつり

2月第2日曜日(予定)

天正15年、検地に反対して肥後の国衆達が一揆を起こし、田中城はその戦いの最後の砦となり、豊臣軍と約2ヶ月の激戦を繰り上げ、落城しました。この戦いは「刀狩り令」発布のきっかけとなった歴史的にも重要な事件です。この出来事を後世に伝えるために、当時の壮絶な戦いの模様を再現しています。



広告

さく井・温泉ボーリング・水中ポンプ・各種ポンプ取扱い

県知事建設業登録(般-5)第14375号



有限会社
龍征ボーリング工業

代表取締役 真崎龍治

地質調査技士・一級さく井技能士

〒865-0115 熊本県玉名郡和水町久米野 88-1

TEL(0968)86-3923 FAX(0968)86-3982

E-mail: ryusei_b@ybb.ne.jp

道の駅・物産館

まちの特産品やお土産が勢ぞろい



道の駅きくすい 菊水ロマン館

江田船山古墳にちなんで、建物全体が前方後円墳の形をした菊水ロマン館は、地元で採れた旬の野菜や果物、花、加工品などが豊富に揃っています。館内の工場で作られる豆腐やいきなり団子は人気商品です。レストランもあります。

📍 和水町江田455番地 ☎ 0968-86-3100

物産販売

新鮮な旬の野菜や果物がいっぱい！

🕒 9時00分～20時30分
📅 年中無休（年末年始を除く）

豆腐製造販売

国産大豆100%の豆腐は絶品です。
生揚げや厚揚げも看板商品として人気です。

饅頭製造販売

いきなり団子、紅白饅頭、餅、団子汁の素等が人気です。
予約注文を承っております。

うさぎと亀(レストラン)

和水町で採れた農作物を中心に使ったメニューを提供しています。

🕒 [昼] 11時30分～15時00分
(オーダーストップ14時30分)
[夜] 17時00分～20時30分
(オーダーストップ20時00分)



緑彩館

美しい田園地帯に映える純和風造りの「緑彩館」では、地元の採れたての野菜や果物をはじめ、農産物加工品などを販売しています。

📍 和水町大田黒768-1
☎ 0968-34-4222
🕒 9時00分～18時00分
📅 毎月第1水曜日（祝日の場合は翌日）



広告

なごみの”おいしい”をあなたに。



あじる
安心留のいっぴん
たけのこ全般 惣菜
干し芋 梅干し 宅配牛乳



アジル株式会社

〒861-0913 熊本県玉名郡和水町板橋 3185

TEL:0968-41-8419
FAX:0968-41-5995

三菱商事エネルギー販売店



石油販売・洗車・タイヤ・オイル
有限会社 菊水石油

和水町江田 4001-1

☎ 86-2019 (代) FAX 86-2086

キャンプやカヌー、
レジャーも楽しめる道の駅



菊水ロマン館

和水町江田 455 TEL 0968-86-3100

営業時間 9:00～21:00(お風呂) (物産販売 20:30)

和水町おでかけ交通 「あいのりくん」

和水町では、路線バスなどの公共交通機関の利用が不便な地域にお住まいの方や、自家用車を運転しない方などの日常生活の移動手段を確保するため、和水町おでかけ交通「あいのりくん」を運行しています。



あいのりくん運行車両のステッカー表示

「あいのりくん」は、利用登録した方からの「電話予約」を受け、利用者の自宅付近から、町内外25カ所の目的地まで、他の利用者との「乗り合い」により、安価な運賃で運行する新しい公共交通です。

「あいのりくん」の運行車両は、町内の民間タクシー（高瀬合同タクシー・三加和タクシー）の車両を活用します。一般タクシーの運行との違いが分かるよう、ドアの部分に「あいのりくん」と表示したステッカーを貼付して運行します。

乗降場所について

町内外全25カ所の乗降場所には乗降場所の表示をしていますので、表示場所での乗降をお願いします。



運行日・運行時間	月曜日～金曜日（土・日曜・祝日、12月29日～1月3日は運行しません） 午前8時30分～午後5時
利用対象者	和水町にお住まいで、利用登録をされた方。 ※一人で車両に乗り降りができない方は介助される方の同乗が必要です。 ※車椅子での利用はできません（福祉タクシー等をご利用ください） ※事前に、利用登録が必要です。 ※小学生未満の利用には、大人の登録者の同乗が必要です。 ※ペットを連れての乗車は出来ません。 ※荷物はトランクに収まる大きさまでとします。
乗降場所・目的地	利用者の自宅と目的地（町内23カ所、町外2カ所）で乗り降りすることができます。 ■菊水地区の指定乗降場所 ・和水町役場本庁 ・菊水口マン館 ・和水町立病院 ・スーパー菊屋りんご店 ・肥後銀行菊水支店 ・JA玉名菊水総合支所 ・和水クリニック ・コメリハード&グリーン菊水店 ・和水町体育館 ・天翔会館菊水畜場 ・ファミリーマート菊水店 ■三加和地区の指定乗降場所 ・和水町役場三加和支所 ・スーパー菊屋みかん店 ・JA玉名三加和総合支所 ・緑郵便局 ・歯科処神崎 ・三加和郵便局 ・三串歯科医院 ・スカイドーム2000 ・吉永葬祭三加和斎場 ・神尾郵便局 ■菊水地区・三加和地区「共通指定乗降場所」（乗継拠点） ・三加和温泉ふるさと交流センター ・和水町福祉センター（町社会福祉協議会） ■山鹿市の指定乗降場所（岩地区にお住まいの方のみ対象となります） 山鹿バスセンター ■南関町の指定乗降場所（春富校区にお住まいの方のみ対象となります） いきいき村 菊水地区から三加和地区、または三加和地区から菊水地区への移動には、共通指定乗降場所での乗り継ぎが必要です。
利用運賃	乗り降りする地区によって、一人一乗車（片道：1回）につき300円 ※介助が必要な方の介助者も同額の運賃が必要になります ※小学生・障がいをお持ちの方は「半額」 ※小学生未満（未就学児童・乳幼児）は「無料」 ※免許証を自主返納された方は返納日から1年間「無料」
予約受付時間	予約センター電話番号 0968-82-8355 予約受付時間 月～金曜日の午前9時から午後4時まで（土・日曜、祝日、年末年始は休み） ※予約受付は「乗車希望日の1週間前から当日1時間前まで」の予約が必要です ※ただし「午前8時半～午前10時まで」の運行については「前日までの予約」が必要です

広告



一般タクシー

ジャンボタクシー
(9人乗り)

福祉タクシー

タクシーのご用命は

合同タクシー

自動配車、安心なナビ付きで迅速なお迎え

ミナサンコード

0120-373510

乗務員大歓迎 二種免許取得養成員募集

子育中の方、短時間でもあなたのペースで働いてみませんか？

〒865-0065 熊本県玉名市築地 1268-1 TEL (0968) 73-3134(代)

菊水営業所 〒865-0136 熊本県玉名郡和水町江田神屋敷4358-1



役場案内

本庁・三加和支所・三加和公民館

開庁日 月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く）

開庁時間 8時30分から17時15分まで

和水町役場 本庁

〒865-0192 熊本県玉名郡和水町江田3886番地 ☎0968-86-3111

1F	住民環境課	86-5727	戸籍住民係、国保年金係、生活環境係
	税務課	86-5723	収税係、町民税係、固定資産税係
	保健子ども課	86-5730	子ども家庭係、保健予防係
	福祉課	86-5724	福祉係、介護保険係、地域包括支援係
	会計室	86-5728	会計係
2F	総務課	86-5720	総務係、行政係、財政係、消防交通係、秘書広報係、行政改革推進係
	まちづくり課	86-5721	企画調整係、企画振興係、企業誘致係、商工観光係、情報管理係
	建設課	86-5726	管理係、住宅係、維持建設係、上下水道係
3F	議会事務局	86-5729	議会庶務係

和水町役場 三加和支所

〒861-0992 熊本県玉名郡和水町板楠70番地 ☎0968-34-3111

1F	農林振興課	34-3111	農業政策係、農業振興係、林務耕地係
	農業委員会	34-3111	農業委員会庶務係
	地域振興課	34-3111	地域振興係、総合窓口係

教育委員会 三加和公民館

〒861-0992 熊本県玉名郡和水町板楠76番地 ☎0968-34-3047

学校教育課	34-3047	学校教育係、学校施設係、学校給食係
社会教育課	34-3047	社会教育係、社会体育係、文化係

広告



有限会社
木部石油
配達のご用命は
☎0968-86-2809迄
和水町焼米370-1



—明日への創造—

日東システムズ株式会社

和水町の 情報をキャッチ!

和水町公式ホームページ



観光、暮らしの情報、町政、防災、福祉に関する情報などの最新情報を随時発信中です。

<https://www.town.nagomi.lg.jp/>

広報なごみ

毎月1回発行、ウェブ上でも閲覧できます。

和水町 広報



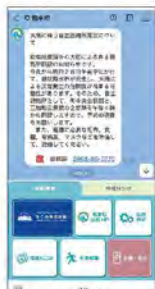
和水町公式 Instagram(インスタグラム)

和水町の魅力や情報を発信しています。ぜひフォローをお願いします。



和水町公式LINE

イベントや防災等の最新情報を随時発信中です。



行政ガイドINDEX

Administration Guide Index

- 20  防災
- 21  届出・証明
- 25  税金
- 27  国保・年金
- 30  子育て・健康・医療
- 37  福祉・介護・高齢者
- 42  教育
- 42  生涯学習・文化・スポーツ
- 43  生活・環境
- 48  農業
- 50  議会・選挙
- 51  消費生活相談



広告

熊本県砕石業協同組合所属 高松砕石株式会社

高品質な岩石をもとに粒度分布の良いコンクリート用砕石を提供し、社会の発展に貢献致します。



和水町上十町1011-4 TEL0968-34-3151

栄 有限会社 栄真



- 金型/治具設計製作
- プレス/板金加工
- パイプ曲げ加工
- 溶接加工

玉名郡和水町高野945

☎0968-86-2133

[HP] <https://www.eisin-web.com>



持続可能な発展の礎となる、
環境に配慮した砕石工場。



砕石・砕砂製造販売業 (JIS A5005 取得)
産業廃棄物中間処理業 (再生砕砂製造販売)

三加和鉱山(株)

玉名郡和水町上十町字山下 1202-1

TEL 0968-34-3164

FAX 0968-34-3165

<https://mikawa-mine.jp/>



いざという時のために日頃から
家族で確認しておきましょう。



災害に備えて

総務課 消防交通係

令和5年3月に作成し全戸配布しています和水町総合防災マップをご覧ください、お住いの地域の状況を確認し、災害に備えましょう。

和水町総合防災マップは、和水町のホームページにも掲載しています。



町ホームページ



防災マップ
Web版



防災



災害時緊急連絡先

通報はあわてずに
落ち着いて正確に伝えましょう！

火事・救急・救助

局番なし **119** 番



海の事件・事故

局番なし **118** 番



事件・事故

局番なし **110** 番



災害用伝言 ダイヤル



大災害に際し、被災地との通話が困難になった場合、災害用伝言ダイヤルが提供されています。

1 7 1 を

ダイヤルした後
ガイダンスに従ってください。



住民票に関する届出・証明書

問 住民環境課 戸籍住民係

住民登録は、町民として住民基本台帳に記載され、選挙権の行使、就学、国民健康保険や国民年金の給付など、さまざまな行政サービスを受けるための基本となるものです。住所や世帯に変更があったときは、忘れずに届出をしてください。

届出

届出の種類	期間	届出人	届出に必要なもの
転入届	転入した日から14日以内	本人か世帯主 (代理人が窓口に来る場合は委任状が必要です)	・窓口に来る方の本人確認書類 ※注1参照 ・転出証明書(前住所地で交付を受けてください) ・個人番号通知カードまたは個人番号カード ・国民年金手帳(加入者のみ)
転出届	転出予定日の14日前から		・窓口に来る方の本人確認書類 ※注1参照 ・個人番号通知カードまたは個人番号カード(転居時) ・国民年金手帳(加入者のみ) ・国民健康保険証(加入者のみ) ・後期高齢者医療被保険者証(該当者のみ) ・介護保険被保険者証(該当者のみ)
転居届 (町内の異動)	転居した日から14日以内		
世帯主変更届 世帯分離 世帯合併	変更した日から14日以内		

証明書

証明の種類	請求者	手数料	請求に必要なもの
住民票の写し (個人・世帯・除票) 記載事項証明書	本人か同一世帯にある方 (代理人の場合は委任状が必要です)	200円	・窓口に来る方の本人確認書類 ※注1参照 ・代理人の場合は委任状

- ・同一住所に住んでいても、世帯が分かれている方の証明書の交付を受けるためには、委任状が必要になります。(親子、兄弟姉妹でも、同じ世帯でないときは委任状が必要です。)
- ・提出先によって、本籍や続柄、個人番号などを記載する必要がある場合がありますので、提出先に記載内容を確認してからご請求ください。
- ・和水町に住民登録されている方でも、全国どこの市区町村からでも住民票の写しの交付を受けることができます。逆に他の市区町村に住民登録されている方でも、和水町で交付を受けることができます。(代理人不可で、顔写真付きの身分証明書の提示が必要。本籍や転居の履歴は記載できない。)

窓口における本人確認について

住民票や戸籍に関する届出、証明書請求の際、窓口で本人や代理人を確認するための本人確認書類の提示が必要です。
(注1) 運転免許証や個人番号カード、パスポートなど写真付きのものなら1つ、保険証や年金手帳などの写真がないものについては2つ以上の提示をお願いします。

広告

**暮らしのお困りごとは
街の法律家
行政書士へお気軽に
ご相談ください。**

相談内容(例): 遺言書作成、相続サポート
各種許可申請(建設業許可/古物商・風俗営業許可
農地転用/自動車登録申請)
各種契約書(売買契約書、離婚協議書等)

どの士業に相談したら良いかわからない場合もご案内致します。

問い合わせ先: 熊本県行政書士会 山鹿支部
(まめ 行政書士事務所内)
TEL0968-44-5001 FAX0968-41-8141
mail:mame@capls.org

出生・婚姻・死亡など戸籍に変動があった場合には次のような届出が必要です。

届出書

種類	期間	届出人	届けるところ	届出に必要なもの	注意していただきたいこと
婚姻届	届け出た日から法律上の効力が発生します。	夫・妻になる方	夫・妻の本籍地または住所地(所在地)	・届出人の印鑑	・窓口に来る方の本人確認書類を提示(注1参照) ・未成年の場合は父母の同意書が必要 ・証人(成人2名)の記名・捺印が必要
出生届	生まれた日から14日以内	父、母、父または母が届出できないときは同居者等	父か母の本籍地 届出人の住所地(所在地) 出生地	・出生証明書 ・母子健康手帳 ・届出人の印鑑	生まれた子の名前に用いる文字は常用漢字、人名用漢字またはひらがな、カタカナ
死亡届	死亡または死亡の事実を知った日から7日以内	親族、同居者及び家主、地主	死亡者の本籍地 死亡したところ 届出人の住所地(所在地)	・届出人の印鑑 ・死亡診断書 ・火葬場使用料	火葬使用料 町内居住者 6,000円 町外居住者 40,000円
離婚届	・協議離婚の場合は、届出日から法律上の効力が発生します。 ・裁判離婚の場合は、調停成立・審判確定・判決確定から10日以内	・協議離婚の場合は、夫と妻 ・裁判離婚の場合は、申立人	夫婦の本籍地 届出人の住所地(所在地)	・届出人の印鑑	・協議離婚の場合は証人(成人2名)の記名・捺印が必要 ・離婚後も婚姻中の氏を称するときは別の届出が必要(3ヶ月以内) ・未成年の子がある場合は親権者を決める

※土日・祝祭日、夜間に届出をする場合は、できるだけ事前に戸籍住民係までご連絡ください。(死亡届除く)

※上の表にない届出についてはお問い合わせください。

証明書

町に本籍がある(あった)方、またはその方の配偶者、直系親族(親・子・祖父母・孫など)の方のみ請求することができます。それ以外の方が請求する場合は特別の理由が必要です。本籍、戸籍筆頭者の氏名を申請書に記載していただきます。広域交付の場合は、代理人による申請はできません。

証明の種類	請求者	手数料	請求に必要なもの
戸籍謄本・抄本	町に本籍がある(あった)方、またはその方の配偶者、直系親族(親・子・祖父母・孫など)の方 それ以外の方が請求する場合は特別の理由が必要(代理人が窓口に来る場合は委任状が必要です)	450円	・窓口に来る方の本人確認書類 P21 ※注1参照 ・代理人の場合は委任状
除籍謄本・抄本		750円	
改製原戸籍謄本・抄本		200円	
戸籍の附票	本人(代理人の場合は委任状が必要です)	200円	
身分証明書			

広域交付

本籍地以外の市区町村の窓口でも、戸籍証明書等の請求が可能となります。ただし、郵送や代理人による請求はできません。

証明の種類	請求者	手数料	請求に必要なもの
戸籍謄本	本人またはその方の配偶者、直系親族(親・子・祖父母・孫など)	450円	・窓口に来る方の顔写真付き本人確認書類
除籍謄本		750円	
改製原戸籍謄本		300円	
住民票の写し※(個人・世帯)	本人か同一世帯にある方(代理人不可)	300円	

※本籍・戸籍筆頭者氏名・転居履歴は記載されません。

印鑑登録に関する届出・証明書

問 住民環境課 戸籍住民係

印鑑登録証明は、それぞれの市町村が独自に条例で定めて行っているため、引越しなどでお住まいの市区町村が変わった場合は、新たに登録が必要となります。登録された印鑑は実印となり、契約や不動産の登記など財産に関わる重要な役割を持ちますので、印鑑登録は本人による申請を原則としています。

登録【登録新規手数料200円／登録証亡失による再登録300円】

項目	内容
登録できる方	和水町に住民登録をしている15歳以上の方。ただし、意思能力を有しない方は登録できません。
本人が申請するとき	・登録する印鑑 ・窓口に来る方の運転免許証、パスポート等官公庁が発行した写真付の身分を証明できるもの ※写真付の身分証明書で本人が確認できない場合は、ご自宅に照会書を郵送します。後日、回答書をご持参していただかないと登録と証明発行ができません。
代理人が申請するとき	・登録する印鑑 ・委任状 ・代理人(窓口に来る方)の本人確認書類(P21 注1参照) ※代理人申請の場合は、必ず本人に照会書を郵送します。後日、回答書をご持参していただかないと登録と証明発行ができません。
登録できる印鑑	・大きさ 一辺が8mmの正方形より大きく、25mmの正方形より小さい印影のもの ※材質がゴムなど、変形・変質してしまうもの、欠けているもの、その他印影が単純または不鮮明なものでは登録できません。 ・印影 氏名または氏名の一部を表したもの

証明書

証明の種類	請求者	手数料	請求に必要なもの
印鑑登録証明書	本人(代理人の場合は印鑑登録証が必要です)	200円	・印鑑登録証 (本人の場合のみ、顔写真付き本人確認書類でも可)

マイナンバーカード(個人番号)

問 住民環境課 戸籍住民係

マイナンバー(個人番号)は、住民票を有するすべての方に1人1つの番号を付番して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、国や町などの複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用される制度です。

マイナンバーはマイナンバーカード又は通知カードに記載されており、社会保障の申請や税の申告時などにカードの提示が必要になります。なお、令和6年12月2日からすべての健康保険証がマイナンバーカードを保険証として使用するマイナ保険証に移行されます。

マイナンバーカード

	マイナンバーカード
申請	マイナンバーカード郵送通知に同封されていたマイナンバー交付申請のご案内を確認していただき、同じく同封されていた申請書に必要事項を記入、写真を添付して返信用封筒で申請します。 申請書を失くした時、引越しなどで申請書の内容が変更になった場合は、新しい申請書を用意しますので戸籍住民係へご連絡ください。 カードができましたら町からハガキで通知しますので、ハガキ、通知カード、本人確認書類を持参し、申請者本人が受け取りにきてください。
交付手数料	初回無料／再発行800円(電子証明書再発行別途200円)



届出・証明

マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストア等のキオスク端末(マルチコピー機)から住民票及び印鑑登録証明書が取得できます。本人以外のマイナンバーカードの利用はできません。

●利用可能時間 午前6時30分～午後11時00分

証明書

証明の種類	請求者	手数料	請求に必要なもの
住民票の写し※ (個人・世帯)	和水町に住民登録がある人(本人及び同一世帯員)の分を取得できます	200円	・マイナンバーカード ・数字4桁の暗証番号
印鑑登録証明書	和水町で印鑑登録をしている人		

※住民票除票の写し及び住民票コードが記載された住民票の写しは取得できません

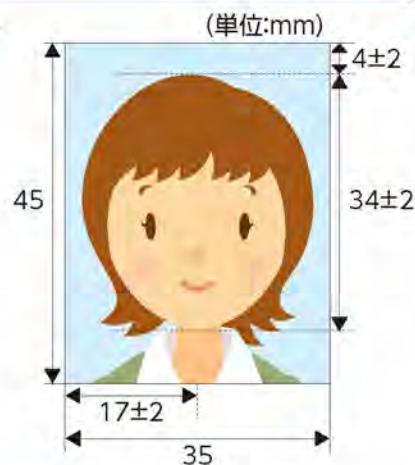
旅券(パスポート)交付の申請

日本国籍を有し、和水町に住民登録している方は、役場の窓口で旅券(パスポート)の申請や受取をすることができます。

- 申請場所 和水町役場 住民環境課 戸籍住民係
- 申請時間 平日(開庁日) 9時00分～16時30分
- 交付時間 平日(開庁日) 9時00分～17時00分
- 申請できる方 日本国籍を有し、町に住民登録している方
- 交付予定日 土日祝日年末年始を除いて10日間
※受取は本人のみです。(申請は代理でもできます。)

申請に必要な書類

項目	内容
①一般旅券発給申請書	・10年または5年用 ※18歳未満の方は、5年用のみ(法定代理人の同意・署名が必要です。)
②戸籍謄本(発行日から6ヶ月以内のもの)	・有効な旅券をお持ちの成人の方で、氏名、本籍の都道府県名に変更がない場合は、省略できます。ただし、未成年者は法定代理人(親権者など)の確認のため戸籍の提出が必要な場合があります。 ・同一戸籍内の方が同時に申請する場合は、戸籍謄本1通で申請できます。
③写真 1枚(6ヶ月以内に撮影されたもの)	・右図の寸法を満たしており、縁無し、正面向き、無帽、無表情、無背景で目と輪郭がはっきりと写っているもの。白黒可。 ※規格に合わないもの、ふさわしくないものは、撮り直しをお願いすることもあります。 ※できるだけ専門の写真店でパスポート用と指定し撮影してください。
④申請者本人を確認できる書類(有効な原本を提示してください)※コピー不可	(1) 1つで本人確認できるもの 有効な日本国旅券(失効後6ヶ月以内のものも含む)、運転免許証など (2) 2つ必要とするもの 健康保険証、年金証書(手帳) など
⑤前回発行の旅券	・有効な旅券をお持ちの方は、有効旅券を提出しないと申請できません。 ・期限切れでもお持ちください。



代理申請について

- 申請は代理ですることができます。
- ①申請書への本人署名、委任申出書の記入が必要です。
あらかじめ申請用紙を受け取りにお越しください。
 - ②申請時には、申請者と代理人それぞれの本人確認の書類が必要です(有効な原本で、コピー不可)。

旅券の受領

- ・年齢に関係なく、必ず本人がお越しください(代理による受領はできません)。
- ・受領証と収入印紙、熊本県収入証紙代を持参してください。発行日から6ヶ月以内に受領しなかった旅券は失効します。

申請の種類	収入印紙	熊本県収入証紙	合計
10年旅券	14,000円	2,000円	16,000円
5年旅券	9,000円	2,000円	11,000円
12歳未満(5年)	4,000円	2,000円	6,000円

申請に係る注意事項は、熊本県ホームページをご覧ください。



町税は、自主的に納期限内に納めましょう

町税等のおもなもの

税金等の種類		納期											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
固定資産税	土地、家屋、償却資産の所有者に課せられる税		1期			2期				3期		4期	
町県民税	個人の所得などに課せられる税			1期		2期		3期			4期		
軽自動車税 種別割	原動機付自転車や軽自動車などの所有者に課せられる税		全期										
国民健康 保険税	国民健康保険の加入者がいる世帯の世帯主に課せられる税				1期	2期	3期	4期	5期		6期	7期	8期
介護保険料	65歳以上(第1号被保険者)の方に課せられる保険料				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
後期高齢者 医療保険料	後期高齢者医療保険の加入者に課せられる保険料				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	

固定資産税

問 税務課 固定資産税係

納税義務者

1月1日現在で、町内に土地や家屋、償却資産(※1)を所有している人

(※1)土地、家屋以外の事業用の資産であり、資産が所在する市町村へ毎年1月31日までに申告することが義務付けられています。

その他

- ・固定資産課税台帳は課税決定後に縦覧期間(毎年4月1日から第1期納付期限まで)があります。
- ・新築・増築または滅失された家屋がある場合は、届出が必要です。

町県民税

問 税務課 町民税係

納税義務者

1月1日現在で町内に住所があり、前年中に一定額以上の所得があった人

その他

税額は、前年(1月1日～12月31日)の所得に応じて算出されますので、毎年3月15日までに申告書を提出してください。ただし、給与収入のみのサラリーマンや、公的年金のみの方、所得税の確定申告をした方は申告の必要はありません。

国民健康保険税

問 税務課 町民税係

納税義務者

国民健康保険の加入者がいる世帯の世帯主

その他

税額は、世帯単位で計算されます。世帯の年間保険税額は、①～③を合算した金額です。

- ①所得割額…所得に応じて計算した金額
- ②均等割額…加入者1人あたりの金額
- ③平等割額…一世帯あたりの金額

また、徴収方法は2種類あり、年金から天引きされる「特別徴収」(世帯主及び国民健康保険加入者全員が65歳以上等)と納付書又は口座振替による「普通徴収」に分けられます。

※保険料を年金から天引きにより納めている方で、口座振替を希望される方は、申請により認められた場合は口座振替への変更ができます。

介護保険料

問 福祉課 介護保険係

納入義務者

65歳以上の第1号被保険者の方

その他

保険料は、本人と世帯の課税状況や所得に応じていくつかの段階に分けられ、個人ごとに決まります。

また、徴収方法は2種類あり、年金から天引きされる「特別徴収」と納付書又は口座振替による「普通徴収」に分けられます。

後期高齢者医療保険料

問 税務課 町民税係

納入義務者

75歳以上の方、または65歳以上75歳未満で一定の障がい認定を受けており、後期高齢者医療制度への移行を希望する方

その他

保険料は個人単位で課せられ、毎年7月に当年度分の保険料が決定されます。当年度分の保険料は①と②を合算した金額です。

①所得割額…前年の所得に応じて計算した金額

②均等割額…被保険者が等しく負担する金額

また、徴収方法は2種類あり、年金から天引きされる「特別徴収」と納付書又は口座振替による「普通徴収」に分けられます。

※保険料を年金から天引きにより納めている方で、口座振替を希望される方は、申請により認められた場合は口座振替への変更ができます。



税金

軽自動車税種別割

問 税務課 町民税係

税額は車種により次の通りです。

- 原動機付自転車や農耕車（トラクター）等の小型特殊車両の税額は車種①のとおりです。

【車種①】

種別	原動機付自転車			ミニカー	小型特殊		軽二輪	小型二輪
	一種 50cc以下	二種乙 90cc以下	二種甲 125cc以下		農耕用	その他		
金額	2,000円	2,000円	2,400円	3,700円	2,400円	5,900円	3,600円	6,000円

- 三輪車及び四輪以上の軽自動車の税額は車種②のとおりです。

【車種②】

初度検査日					平成27年3月31日以前		平成27年4月1日以降の新車			
区分					現行 のまま	13年超 (重課)【※1】	改正後 【※2】	グリーン化特例(軽課)【※3】		
								概ね75%軽減	概ね50%軽減	概ね25%軽減
軽自動車	三輪	660cc以下			3,100円	4,600円	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円
	四輪 以上	660cc 以下	乗用	営業用	5,500円	8,200円	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
				自家用	7,200円	12,900円	10,800円	2,700円	—	—
			貨物	営業用	3,000円	4,500円	3,800円	1,000円	—	—
				自家用	4,000円	6,000円	5,000円	1,300円	—	—

● 納税義務者

毎年4月1日現在に原動機付自転車・軽自動車等を所有している人(または使用者)

● その他

- ・バイクを業者に売り渡した、友人に譲ったなど、バイクが手元になくても廃車の手続きが完了していない場合には、継続して税金がかかります。すみやかに手続きを行ってください。
- ・身体の障がいがある方等が所有し、本人や家族が運転する車の税金は減免される場合があります。

車種②の税額は新規登録した日(自動車検査証記載の初度検査年月)によって異なります。

【※1】経年車に係る重課税率について

初年度検査年月から13年を経過した軽四輪車等については、※1の税額となります。ただし、燃料の種類が電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電力併用の軽自動車および被けん引車は対象外となります。

【※2】平成27年度登録分からの税額の引き上げについて

平成27年4月1日以降に新規登録した車両に対しては、※2の税額となります。

【※3】燃費性能に応じたグリーン化特例(軽課)の導入について(R6.4.1現在)

平成27年度以降に新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪等について、その燃費性能に応じたグリーン化特例があります(取得の翌年度1年限り)。



税金

納付

問 税務課 収税係

税金や保険料は、みなさんの安心・快適な生活を支える行政サービスのための、大切な財源です。

町税等(町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料)には、納期限が定められています。

町税等は納期限内に納めましょう。

納税・納入は口座振替が便利です

町税等の納付を口座振替にすると、納期ごとに指定の金融機関などから自動的に振り替えて納付ができますので、納付のたびに金融機関などの窓口へ行く手間が省け、納め忘れることもありません。

● 申込み

下記「納付場所」の窓口

● 手続きに必要なもの

預貯金通帳、通帳のお届け印

納付場所

肥後銀行、熊本銀行、玉名農協、ゆうちょ銀行(九州内)、役場会計室の窓口、全国のコンビニエンスストア

納付に困ったとき

特別な事情があって納期限内に納めることができない場合は、税務課へご相談ください。

窓口手数料(税証明等)

税目	名称	手数料	必要なもの	取得できる人
固定資産税	名寄帳兼課税台帳	100円/枚		本人又は委任状を持参した方等
	資産(無資産)証明書	200円～		
	評価証明書			
	公課証明書			
住民税	所得証明書	200円		誰でも
	所得・(非)課税証明書			
地積測量図		1,000円	申請者の身分証明書(免許証等)	左記書類等を持参した方
地籍集成図(A3)地目・地積なし		100円		
地籍集成図(A3)地目・地積あり		300円		
地籍集成図(A0)地目・地積なし		800円		
地籍集成図(A0)地目・地積あり		1,000円		
住宅用家屋証明		1,300円	・住宅用家屋証明書申請書 ・住宅用家屋証明書 ・住民票(写し) ・建築確認済証(写し) ・登記したことがわかる書類 ・その他必要に応じて提出していただく場合があります。	本人又は車検証を持参した方
車検用軽自動車税種別割納税証明書		無料	・車検証(写し可)	



国民健康保険

国民健康保険とは

問 住民環境課 国保年金係

国民健康保険(国保)は、病気やケガをしたときに安心して医療が受けられるように、加入者みなでお金を出し合い、助け合う制度です。医療費は皆さんが納めた保険税と、国などからの補助金で賄われています。

加入の対象となる方

お店などを経営している自営業の方、農業や林業などを営んでいる方、退職して職場の健康保険などをやめた方、パートやアルバイトなどをしている、職場の健康保険などに加入していない方など、職場の健康保険に入っている方、生活保護を受けている方、および後期高齢者医療制度で医療を受けている方以外の方は国保に加入しなければなりません。原則として、居住している都道府県の国保に加入します。

こんなときは届出が必要です(14日以内)

	こんなとき	持参するもの
国保に加入する	他市区町村から転入したとき	他の市区町村の転出証明書
	他の健康保険の資格を喪失したとき 社会保険の扶養家族をはずれたとき	他の健康保険の資格喪失証明書またはそれに代わる資格が喪失したことが分かる証明書類(離職票など)
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
	子どもが生まれたとき	母子健康手帳
	外国人が加入するとき	在留カード・パスポート
国保を脱退する	他市区町村へ転出したとき	国保の保険証
	他の健康保険に加入したとき	国保の保険証・新しく加入した健康保険証 (職場の保険証が未交付の時は証明できるもの)
	生活保護を受けはじめたとき	国保の保険証・保護開始決定通知書
	死亡したとき	国保の保険証・死亡日を証明するもの
	外国人が脱退するとき	国保の保険証・在留カード
その他の場合	町内で住所が変わったとき	国保の保険証
	世帯主や氏名が変わったとき	国保の保険証
	世帯分離や世帯合併をしたとき	国保の保険証
	保険証を紛失したとき	身分証明書
	町外の学校に就学することになったとき	在学証明書又は学生証(写し)
	交通事故にあったとき	保険証・事故証明書・傷病届・事故発生状況報告書・印鑑

(注) 令和6年12月2日から従来の保険証の発行が廃止されます。

廃止後は、保険証の代わりに本人確認のため「マイナンバーカード」を提示いただくこととなります。

主な給付

項目	内容
出産育児一時金	国保に加入している方が出産したとき原則50万円を支給します。 ※産科医療補償制度に加入していない医療機関等で出産した場合は48.8万円を支給します。
葬祭費	国保に加入している方が死亡したとき、葬儀を行った方に対し、2万円を支給します。(口座振込)
高額療養費	同月内の医療費が限度額を超えたときは、その超えた額を支給します。 手術や入院等で医療費が高額になる場合は、あらかじめ役場に申請することで限度額の認定証が交付されます。この認定証を医療機関に提示することで、窓口での支払いが限度額までとなります。(ただし、対象とならない場合もございますので、まずはお相談ください。)
高額介護合算療養費	1年間にかかった医療費と介護サービス費を合計し、限度額を超えた額を支給します。対象となる方には、通知が送られます。高額介護合算制度は、通常8月1日から翌年7月31日までを1年間として計算されます。この間に被用者保険(社会保険等)から国保に変わった方には、通知は送られません。
療養費	国保に加入している方が緊急時などやむを得ない理由で保険証を持たずに病院にかかったときや医師が必要と認めた補装具を作ったときなどに、保険者負担分を支給します。



後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度について

問 住民環境課 国保年金係

被保険者(後期高齢者医療制度の対象者)

- ・75歳以上の方は、現在加入されている保険から脱退し、後期高齢者医療制度の被保険者となります。75歳の誕生月の前月までに手続きについてご案内を通知します。
- ・65歳以上75歳未満で一定の障がい認定を受けている方は、後期高齢者医療制度への移行を希望する場合、申請により加入ができます。

保険者(運営者)

熊本県の全市町村で組織する「熊本県後期高齢者医療広域連合(☎096-368-6511)」が運営しています。本町役場の窓口では、保険証の交付、保険料の徴収、各種申請や届出書の受付を行っています。

病院などにかかるとき

病院などの窓口には、後期高齢者医療被保険者証を提示してください。

医療費の負担割合は、所得に応じて、1割～3割となります。

医療費が高額になるとき

同月内の医療費が限度額を超えたときは、その超えた額を支給します。

手術や入院等で医療費が高額になる場合は、あらかじめ役場に申請をすることによって、「後期高齢者医療限度額適用認定証」あるいは、「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。この認定証を医療機関に提示することで、窓口での支払いを抑える事ができます。所得によっては対象とならない場合もございますので、まずはお相談ください。

≪「後期高齢者医療保険料」は税金コーナーへ≫

主な届け出

次のような場合は、届け出が必要となります。届け出に必要なものはそれぞれ異なりますので事前にご確認ください。

◆加入しなければならないとき

県外からの転入、生活保護を受けなくなったとき など

◆加入の必要がなくなるとき

県外への転出、死亡したとき、生活保護を受けるようになったとき など

◆その他変更が生じたとき

転居したとき、氏名が変わったとき など

マイナ保険証に一本化

従来の保険証は、令和6年12月2日に廃止されます。国から示された『マイナンバーカード』と『健康保険証』の原則一本化の方針に基づき、従来の健康保険証は令和6年12月2日に廃止され、新規発行が終了します。廃止の時点で発行済みの健康保険証は、改正法の経過措置により廃止日から最長1年間は引き続き使用することができます。



国民年金制度は、老後の生活や、思わぬ病気やケガで障がい者となったり、一家の働き手を失ったときなどに、年金により経済的な援助をすることで生活を安定させるための制度です。

国民年金加入者

対象者	【第1号被保険者】 20歳以上60歳未満の農林漁業・商業などの自営業者、学生、日本在住の外国人、またはサラリーマンであっても厚生年金などに加入していない方 ・自営業者 ・農林業従事者 ・学生 など	【第2号被保険者】 会社や役所などに勤務し、厚生年金保険や共済組合に加入している方 ・会社員 ・公務員	【第3号被保険者】 第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者 ・第2号被保険者の配偶者
	【任意加入被保険者(希望で加入できる人)】 ・60歳以上65歳未満の方 ・海外に在住の20歳以上65歳未満の日本人		
保険料	・保険料の額は年齢、所得、性別に関係なく全国一律で16,980円(令和6年度)の定額保険料です。 ・付加保険料1月400円 ・口座振替や、納付書を利用して銀行、郵便局、農協などの窓口払いのほか、クレジットカード納付もあります。	・報酬額に比例 ・会社と折半して負担 ・給料から天引き	・自己負担なし(配偶者が加入する年金制度が負担)
届出先	・住民環境課 ・支所地域振興課	・勤め先	・配偶者の勤め先

【第1号被保険者】こんなときは届出を



こんなとき	届出に必要なもの
本人や配偶者が会社などを退職したとき	退職日のわかる書類、個人番号(基礎年金番号)、本人確認書類
配偶者(第2号被保険者)の扶養からはずれたとき	扶養からはずれた日がわかる書類、個人番号(基礎年金番号)、本人確認書類

※代理人による手続きは、ほかに必要なものがありますので、お問い合わせください。

※保険料は年度毎に変更されることがあります。

保険料の免除・猶予制度があります

第1号被保険者で、病気や失業、風水害、営業不振などで所得が少なく、保険料を納めることが困難な方は、免除申請を行えます。また、学生は「学生納付特例制度」を利用することができます。詳しくは、住民環境課国保年金係または年金事務所へご相談ください。

給付の種類

種類	支給条件
老齢基礎年金	保険料を10(※)年以上納付(免除期間も含む)した方が、65歳になったとき(※平成29年8月からの取り扱い)
障害基礎年金	20歳前、国民年金に加入中、または60歳から65歳の間に初診のある病気やけがで障がいになったとき
遺族基礎年金	一定の保険料を納付した方や、年金を受けられる資格期間のある方が死亡したとき (死亡した被保険者によって生計を維持されていた「子を持つ配偶者」または「子」に支給) ※「子」とは、18歳に到達した年度末までの間(障がいのある子は20歳未満)にある子
死亡一時金	第1号被保険者として3年以上保険料を納付した方が、何も年金を受けずに死亡し、その家族が遺族基礎年金を受けられないとき
寡婦年金	年金を受けられる資格期間のある夫が、年金を受けずに死亡したとき その夫と10年以上継続して婚姻関係(事実上の婚姻関係を含む)にあり、死亡当時にその夫に生計を維持されていた妻に対して、その妻が60歳から65歳になるまでの間支給されます。
未支給年金(死亡届)	年金受給者が死亡され、その人に支払われる年金が残っているとき 請求できる遺族は、死亡した人と生計同一の①配偶者②子③父母④孫⑤祖父母⑥兄弟姉妹⑦これら以外の3親等内の親族(請求順位は①から⑦の順)

上記の給付を受けるためには、請求(届出)が必要となります。

給付の種類によって手続きが異なりますので、年金事務所又は役場へご相談下さい。





子育て・健康・医療

妊娠した時

母子健康手帳、妊婦健診受診票の発行

問 保健子ども課 子ども家庭係

妊娠が明らかになったら、早めに母子健康手帳の交付を受けましょう。妊婦健診受診票は熊本県内、福岡県内の病院で使用できます。最大14回まで無料です。里帰り出産等で熊本県、福岡県外の妊婦健診を受診する場合は一度自費で支払い、役場での手続き後返金(償還払い)となります。助成金額は妊娠週数に応じて上限が決まっています。

なお、妊婦健診受診票は町外へ転出した場合は利用できません。転出先の市町村で再発行の手続きをお願いします。

受付場所:保健子ども課

受付日時:毎週金曜日 ①9:30～ ②10:30～ ※予約制です。

(上記の日時以外での希望はご連絡ください)

予約方法:電話またはQRコードより予約

必要な物:①印鑑 ②妊娠届出書(医療機関からもらった紙) ③上の子の母子健康手帳

④マイナンバーカード(個人番号※下記を確認してください) ⑤母親の通帳またはキャッシュカード

【妊婦本人が申請する場合】

妊婦本人の個人番号カード(マイナンバーカード)または、妊婦本人の個人番号通知カード+妊婦の身分証明書(免許証・健康保険証・その他)

【代理人が申請する場合】

妊婦本人の個人番号カード(マイナンバーカード)または、妊婦本人の個人番号通知カード+妊婦の身分証明書(免許証・健康保険証・その他)+代理人の身分証明書(免許証・健康保険証・その他)



子育て・健康・医療

出産・子育て伴走型支援事業

問 保健子ども課 子ども家庭係

国において、すべての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備に向けて、出産・子育て応援交付金が創設されました。妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近な相談に応じ、必要な支援につなぐ「伴走型の相談支援」と、育児関連用品の購入や子育て支援サービスに利用できる「経済的支援」を一体として実施します。

	出産応援ギフト	子育て応援ギフト
対象	妊婦	子の養育者
交付額	妊婦1人につき5万円相当	子1人につき5万円相当(双子の場合10万円相当)
申請期限	妊娠中 母子健康手帳交付時に手続きをします。	産後3か月 出生届提出時に手続きをします。
必要な物	①印鑑 ②妊婦の本人確認書類(免許証、マイナンバーカード等) ③妊婦名義のキャッシュカードまたは通帳	①印鑑 ②養育者の本人確認書類(免許証、マイナンバーカード等) ③養育者名義のキャッシュカードまたは通帳 ④出産後の人へのアンケート

※必要時、妊婦訪問に伺うこともあります。

広 告



診療時間	月	火	水	木	金	土	日	祝
午前 8:30～12:00	●	●	●	●	●	●	●	×
予防接種 乳児健診	★	★	★	★	★	×	×	×
午後 15:00～17:30	●	●	●	●	●	×	×	×

※平日14時から15時は予防接種・乳児健診専用時間となります。
その他の診療時間であっても予防接種は可能です。





小児科・アレルギー科

医療法人 平心会 **ひらしま小児科医院**

〒865-0016 玉名市岩崎 6-1

TEL: 0968-73-5530

妊娠中の歯科検診費の助成

問 保健子ども課 子ども家庭係

和水町に住民登録している妊婦さんに、妊婦歯科検診費1回を助成します。(医療機関へ全額支払い、後日和水町へ申請することにより助成を受けることができます。)



対象	必要な物	助成金額	備考
和水町に住民登録している妊産婦	①母子健康手帳 ②領収書(レシート不可) ③印鑑 ④妊婦名義の通帳	妊婦歯科検診費(保険外) 上限3,000円 ※助成は検査費用のみです。 ※転入した妊婦さんで、すでに他市町村で助成を受けた人は対象外となります。	検診前に医療機関に直接予約し、母子健康手帳と健康保険証を持ち受診してください。申請期限は受診した日から1年以内です。

赤ちゃんが生まれたら

新生児聴覚検査費用助成

問 保健子ども課 子ども家庭係

生まれつき耳の聞こえにくさがある赤ちゃんは、およそ1,000人に1〜2人といわれています。聞こえにくさは発見が遅れると、ことばの発達が遅れたり、コミュニケーションがとりにくいなどの支障が起きることがあります。赤ちゃんの健やかな発達のためにも新生児聴覚検査を受けましょう。



対象	対象となる検査	助成金額	必要な物
新生児聴覚検査実施日に和水町に住所がある保護者	時期:生後3か月以内 (特別な事情がある場合は1年以内の検査も対象) 方法: ア 自動ABRまたはAABR イ OAE	新生児聴覚検査初回のみ、 対象児1人につき上限5,000円 ※上限に満たない場合はその額とする	①領収書と診療明細書 ②母子健康手帳 ③印鑑 ④保護者の通帳またはキャッシュカード

訪問事業

問 保健子ども課 子ども家庭係

	産婦赤ちゃん訪問	こんにちは赤ちゃん訪問
訪問時期	生後1〜2か月を迎えるまでの赤ちゃんがいる家庭	2か月児健康相談と7か月児健診の前
訪問スタッフ	保健子ども課の保健師	母子保健推進員(町内在住の子育て経験者)

和水町産後ケア事業

問 保健子ども課 子ども家庭係

出産後の育児に不安がある人へ、専門職がサポートをします。

対象	内容	備考
和水町に住所がある産後1年未満の母と子	・お母さんの心と体のケア ・赤ちゃんの健康チェック ・育児相談 ・乳房ケア	サポートを受けるには事前の予約申請が必要になります。 詳しくは、ホームページまたは保健子ども課へお問い合わせください。

子ども医療費助成

問 保健子ども課 子ども家庭係

子育て支援の一環として、病院や薬局を利用した時の医療費(保険適用分)の一部負担金の全額を助成します。ただし、高額療養費や付加給付等が発生する場合はこれらを差し引いた金額を助成します。

対象	必要な物	備考
和水町に住所を有し、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子	①子どもの健康保険証 ②受給者の通帳 ③印鑑	医療費の自己負担額が21,000円を超える場合や、熊本県以外の医療機関等を受診した場合は、医療機関の窓口で一旦医療費をお支払いください。診療月の翌月以降に助成申請をすることで、お届け口座へ払い戻します。助成の申請には、領収書と印鑑をお持ちください。診療を受けた月の翌月から起算して6ヶ月が助成申請の期限となります。(例) 1月診療→7月まで

児童手当

問 保健子ども課 子ども家庭係

制度について	認定申請に必要な物
児童手当は、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として支給しています。(全国統一の制度です。) 子ども家庭庁のHPに児童手当の制度案内があります。 インターネットで検索をお願いします。 子ども家庭庁のHPはこちら→ 支給日は、国で決められた支給月の10日 (10日が土・日・祝日の場合は、その直前の平日)です。	①健康保険証(父、母) ②マイナンバー(父、母) ③受給者の通帳 ④印鑑

乳幼児健康診査・相談

問 保健子ども課 子ども家庭係

健康診査	健康相談	歯科検診
4か月児 7か月児 1歳半児 3歳児	2か月児 1歳児	2歳児

乳幼児・児童・生徒対象の予防接種

問 保健子ども課 保健予防係

町内に住民票があるお子さんを対象に町から予防票を発行し、公費負担で予防接種を実施しています。赤ちゃん訪問時に予防票を配布します。接種に行く際は①予防票②母子健康手帳③健康保険証を必ず持参してください。

紛失等による再発行が必要な場合は①母子健康手帳②印鑑を必ず持って保健子ども課窓口までお越しください。

熊本県外で予防接種を受けられる際には、接種の予約の前に和水町保健子ども課にお問い合わせください。

定期予防接種 (無料:ただし法律で定められた年齢内)			任意予防接種 (一定の額が助成されます)
乳幼児	小学生	中学生 女子	生後6か月～年度 末年齢18歳まで
・ロタ ・水痘 ・B型肝炎 ・五種混合 (百日咳、ジフテリア、 破傷風、ポリオ、ヒブ) ・MR(麻しん、風しん) ・日本脳炎 ・BCG(結核) ・小児肺炎球菌	・二種混合 (ジフテリア、破傷風) ・日本脳炎	・子宮頸がん	・インフルエンザ予防接種 助成

予防接種法の改正などにより、上記の内容は変更になることがありますので、ご了承ください。

上記以外の予防接種の問診票や料金等についてはかかりつけの小児科へお尋ねください。



広告

内科・小児科 浦田医院

院長 浦田 誓夫

※往診、健診、入院諸

受付時間

平日 9:00～18:00

土曜 9:00～13:00

TEL 74-2412

玉名市岩崎 1023-3

子育て支援センター

問 保健子ども課 子ども家庭係

親子の交流、子育て相談、子育ての情報提供、子育てサークル支援などを通して仲間づくりや子育てのサポートを行っています。

名称	子育てひろば	ピノッキオ
場所	三加和支所内	菊水ひまわり園内
電話	0968-34-3111 (内線787)	0968-86-5655
実施日	火曜日、木曜日、金曜日	月曜日～金曜日
時間	10:00～12:00、 13:00～16:00	9:00～12:00、 13:30～16:00
利用料	無料	無料
利用できる人	0歳から就学前の子どもとその保護者、妊婦、子育て支援に携わる人、祖父母。 ※原則として、和水町在住および町内に勤務する人、出産や休暇を利用して帰省中の人も利用できます。	未就園児親子、妊婦。

ファミリー・サポート・センター

問 保健子ども課 子ども家庭係

「育児の手助けが必要な人」と「手助けしたい人」を紹介して、子育てを応援する機関です。

保育施設等への送り迎え、放課後の一時預かりなどに利用できます。

	依頼会員	協力会員
会員の条件	・和水町に住んでいる人 ・生後6か月から小学校6年生までの保護者	・和水町に住んでいる20歳以上の人 ・心身共に健康で、相互支援活動に理解のある人 ・センターが実施する講習会を受講できる人
利用時間と料金	・平日(月曜日～金曜日) 8:00～17:00 1時間300円 ・土曜日、日曜日、祝日 6:00～20:00 1時間350円 ・時間外 6:00～ 8:00 17:00～20:00 1時間350円	
場所	和水町社会福祉協議会内 (平日8:30～17:00、土曜日・日曜日・祝日休み)	
会員登録・問合せ先	〒861-0923 和水町平野1276-3 ☎0968-34-2366	

和水町子育て短期支援事業

問 保健子ども課 子ども家庭係

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、児童養護施設等で養育し必要な支援を行います。



内容	実施場所
■ショートステイ事業 施設で生活援助を受けるものです。 (短期間継続入所可)	児童養護施設 シオン園
■トワイライト事業 夜間等に施設で生活援助を受けるものです。	(荒尾市荒尾 4110番地) 児童養護施設 愛隣園
・基本分 午後6時30分から午後10時 ・宿泊分 引き続き宿泊を伴った場合の午後10時以降翌朝まで ・休日預かり(土日祝) 午前8時30分から午後5時まで	(山鹿市津留 1910番地1)

※事前に利用申請が必要になります。利用方法、料金についてはお問い合わせください。



和水町子育て世帯訪問支援事業

問 保健子ども課 子ども家庭係

訪問支援員が居宅に訪問し、家事・育児の支援を行います。

対象	支援内容		時間・回数
・家事や育児に不安や負担を抱えた家庭 ・支援の必要性が高い妊産婦 ・ヤングケアラーのいる家庭	〈家事支援〉 食事の準備や片づけ、洗濯、掃除、生活必需品の買い物	〈育児支援〉 おむつ交換、沐浴補助、授乳や離乳食補助、きょうだい児のお世話、子育て支援に関する情報提供	時間帯： 7:00～19:00まで (1回2時間以内) 回数： 原則1日1回／週2回程度

※事前に利用申請が必要になります。利用方法、料金についてはお問い合わせください。

病児・病後児保育

問 保健子ども課 子ども家庭係

病気又は病気の回復期にある児童を適切な処遇が確保される施設において一時的に保育することにより、保護者の子育て及び就労の両立を支援します。(利用の際は、事前に施設に電話をお願いします。)

施設	そら(あおば保育園内)	ひだまりキッズ(くまもと県北病院敷地内)
対象者	・生後3か月から小学校6年生まで ・和水町在住および町内に勤務する保護者の子ども	・生後2か月から小学校3年生まで
時間	平日 8:00～17:30 (土曜日・日曜日・祝日・年末年始は休み)	平日 8:00～17:30 (土曜日・日曜日・祝日・年末年始・病院の休診日は休み)
料金	5時間以内500円／1日1,000円 ※食事・おやつ代は別途必要です。	半日1,000円／1日2,000円 ※食事・おやつ代は別途必要です。
利用登録場所	和水町役場または、あおば保育園で登録できます。	和水町役場または、くまもと県北病院で登録できます。

講座

問 保健子ども課 子ども家庭係

子育ての悩みや心配事について楽しく語り合いながら子育て講座を開催します。

名称	BP講座(ベビープログラム)	なごみ子育て講座(にじいろ)
対象者	第1子(生後2か月から8か月の赤ちゃん)	就学前の子どもを育てるお母さん
回数	毎年度3講座開催	毎年度1講座開催

保育園巡回療育相談

問 保健子ども課 子ども家庭係

療育支援の相談員が各園を訪問し、子どもの発育・発達に関する相談を行います。

子どもの発育・発達で心配な事、悩み事などがある際は、事前に園の保育士や町の保育士・保健師等にご相談ください。

(例)

- ・落ち着きがなく、じっとしていることが苦手
- ・遊びや生活の中でルールに従うのが苦手
- ・人や場所に慣れるのに時間がかかる
- ・言葉がなかなか出ず、会話になりにくい
- ・友達とうまく遊べない
- ・こだわりが強い



のびのび発達相談

問 保健子ども課 子ども家庭係

2歳から6歳の就学前の子どもの心理発達相談です。臨床心理士が個別に相談にのり、子どもの成長をサポートします。



告 白

小児科・アレルギー科

も み の 木

こどもクリニック

HOMINO KI KIDDOMO CLINIC

詳細はHPを
ご覧下さい

お問い合わせ ネット予約

院長 鹿岡 健

(日本小児科学会認定 小児科専門医)

TEL0968-72-0033

〒865-0065 玉名市築地5番1



子育て・健康・医療

保育所施設

保育所・認定こども園等

問 保健子ども課 子ども家庭係

和水町の保育所等に入所するには町で支給認定を受ける必要があります。

- **認定条件** 就労 就学 疾病・障害 介護・看護 求職活動 虐待・DV 妊娠・出産 育児休業など
- **利用申込** 4月1日以降の利用申込については、広報紙やホームページでお知らせします。
年度途中の利用申込については随時受付を行っています。



園名	菊水ひまわり園	神尾保育園	あおば保育園	春富保育園
住所	前原285-1	津田1436-1	板楠2442	東吉地767
電話番号	0968-86-5655	0968-34-2636	0968-34-2009	0968-34-2074
開所時間(延長含む)	7:00~19:00	7:00~19:00	7:00~19:00	7:00~19:00
病児病後児保育	×	×	○	×
一時保育	○	○	○	○
子育て支援センター	○	×	×	×
放課後児童クラブ	×	×	○	○
受入可能最少年齢※	生後3か月	生後3か月	生後3か月	生後3か月

※乳児は、成長の状況に応じて受け入れ時期が異なる場合があります。

満3歳以上の教育・保育給付認定子どもの副食費助成

問 保健子ども課 子ども家庭係

令和5年4月分から満3歳以上の教育・保育給付認定子どもの副食費を助成しています。

対象	助成方法
町内に住所がある、副食費を負担している満3歳以上教育・保育給付認定子どもの保護者	【町内の保育所等を利用している場合】 町が園に助成します。保護者は支払う必要はありません。 【町外の保育所等を利用している場合】 利用する保育所等に、一旦お支払いいただき、年度末に和水町へ申請することで助成を受けることができます。

小学生になったら

放課後児童クラブ

問 保健子ども課 子ども家庭係

児童の保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生の児童を、授業終了後や長期休暇中など預かり、児童の健全育成を図ります。利用には申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。

名称	住所	電話番号
なごみ学童クラブ	和水町江田3176-1	090-9560-0072
菊水小児童クラブ	和水町江田455	070-4354-7831
春富保育園学童クラブ	和水町東吉地767	0968-34-2074
あおば学童クラブ	和水町板楠2442	0968-34-2009



ひとり親家庭の人へ

児童扶養手当

問 保健子ども課 子ども家庭係

父親または母親がいない家庭、父または母が一定の障がいの状態にある家庭等で、18歳に達する日以降の3月31日までの児童等を監護または養育している人(ある一定の障がい児の場合は、20歳の誕生日まで)
※詳細はお問い合わせください。

ひとり親家庭等医療費助成

問 保健子ども課 子ども家庭係

離婚等により配偶者のいない母子家庭の母、父子家庭の父およびそのいずれかの者に扶養されている児童、または父母のいない児童の医療費の一部負担分の3分の2を助成します。所得等の制限があります。



大人の健康

大人の予防接種

令和6年度当初における大人の予防接種一覧です。予防接種法の改正などによって助成内容が変更となる可能性がありますのでご了承ください。追加事業等は広報や通知でお知らせしますので、随時ご確認ください。詳しくは和水平保健子ども課保健予防係へお問い合わせください。

ワクチン	対象者	町からの助成額	受付期間	助成回数	役場からの通知
高齢者肺炎球菌	年齢が65歳の方で過去に一度も町からの助成を受けたことない方	上限5,000円	通年	1回	65歳の誕生日を迎えた月の翌月頭
季節性インフルエンザ	65歳以上の方	上限4,200円	10月～1月	1回	広報でお知らせ
風しん(熊本県事業)	妊娠を希望する女性やその配偶者	上限10,000円	通年	1回	抗体検査を受けて抗体価が低いと判定した方に予防接種料金の助成を行います。窓口で申請をお願いします。

住民健診

問 住民環境課 国保年金係・保健子ども課 保健予防係

以下の内容で住民健診を行っています。

健診名・検査名	対象者(健診当日に和水平町に住所がある下記の人)	料金
特定健診	19歳～39歳の人 40歳～74歳の国保加入者	800円
後期健診	後期高齢者医療保険加入者	800円
がん検診	肺がん検診	30歳以上の人 無料
	喀痰細胞診検査(肺がん検診)	30歳以上で、必要と判断された人及び希望者 300円
	胃がん検診	30歳～85歳の人 500円
	大腸がん検診	30歳以上の人 200円
	前立腺がん検診	40歳以上の男性 500円
	乳がん検診	30歳以上で偶数年齢の女性 集団健診:500円 医療機関健診:700円
	子宮頸がん検診	20歳以上で偶数年齢の女性 集団健診:400円 医療機関健診:600円
骨粗鬆症検査	30歳以上の女性	600円
腹部超音波検査	30歳以上の人	1,000円
B・C型肝炎ウイルス検査	40歳以上で検査したことがない人	800円

がん患者のアピアランスケア支援事業

問 保健子ども課 保健予防係

がん治療に伴う外見の変化に対する不安を軽減し、自分らしい生活をサポートするため、補整具の購入費の一部を助成します。

区分	対象補整具	対象者	助成金	申請に必要な物
ウィッグ等	・ウィッグ ・毛付き帽子	・和水平町民の方 ・がんと診断された方 ・がん治療のために補整具を購入した方 ・過去に同様の助成を受けていない方	助成対象経費の2分の1 (上限20,000円)	①申請書兼請求書 ②申請者の本人確認書類 ③がんの治療を受けたこと又は現に受けていることが確認できる書類 ④領収書及び明細書 (※宛名、購入日、購入金額、購入名目、金額の内訳及び領収書発行者の名称の記載があるもの) ⑤通帳又はキャッシュカード ⑥申請者の印鑑
乳房補整具	・補整下着 ・人工乳房 (体内に埋め込まれたものを除く)		助成対象経費の2分の1 (上限20,000円)	



子育て・健康・医療

国民健康保険 和水町立病院

問 865-0136 和水町江田4040番地 ☎0968-86-3105 FAX0968-86-4767

地域を支える回復期・慢性期病院



診療科目	内科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、リハビリテーション科、放射線科
診察時間	月曜日～金曜日 午前9時00分～12時00分 午後2時00分～5時15分
休診日	土・日・祝・年末年始(12月29日～1月3日)

- ・ケアバスで地域を巡回 ・24時間救急対応
- ・医師と看護師がご自宅に訪問診療します
- ・訪問看護ステーション 併設
- ・居宅介護支援事業所 併設
- ・各種健診・人間ドック 他
- ※救急患者は24時間対応します。



訪問看護ステーション

- 営業時間 月曜日から金曜日
午前8時30分～午後5時15分
- ※医師の指示により、土・日・祝日も対応可
- ※緊急時24時間対応体制
- 問合せ先 ☎0968-86-4733
FAX0968-86-4636

健康管理センター

- 各種健診、人間ドック、企業様向け健診対応可
申込は電話にて受付します
- 問合せ先 ☎0968-86-3696
FAX0968-86-3696

居宅介護支援事業所

- 営業時間 月曜日から金曜日
午前8時30分～午後5時15分
- ※土・日・祝・年末年始を除く
- ※電話対応は365日24時間対応可
- 問合せ先 ☎0968-86-4730
FAX0968-86-4636

きくすい荘・和水町デイサービスセンター

問 きくすい荘／和水町デイサービスセンター 和水町江田4025 ☎0968-86-2177 FAX0968-86-3188

指定介護老人福祉施設 和水町特別養護老人ホーム きくすい荘



和水町特別養護老人ホーム

きくすい荘

明るく・健康で豊かな老後のために
介護保険制度の主旨に基づき、社会生活上の便宜の供与
その他の日常上のお世話をさせていただくことにより、
利用者の能力に応じ自立した日常生活を営むことがで
きるよう施設サービスを提供します。

☑ご利用について

対象のご家族がいる方は、お気軽にお問い合わせ下さい。

☑ご利用対象者

介護が必要な方で、要介護3～5の認定を受けられた
方が対象です。

☑介護サービス

- ・その方らしい生活の支援 ・食事 ・荘内でのイベント
- ・排泄 ・入浴 ・その他、日常生活の支援
- ・生活の中での看護ケア ・緊急医療体制
- ・看取り看護 ・協力医療機関との連携
- ・ケアプラン(介護サービス計画書)の作成



☑健康管理

- ・医師の回診
- ・リハビリ(歩行等機能訓練)
- ・口腔衛生管理

併設 指定居宅サービス事務所 和水町デイサービスセンター

利用者の心身機能の維持や家族の身体的負担の軽減を
図るため、介護保険制度の主旨に基づき、要支援や要介護
状態にある高齢者に対し、適正な通所介護を提供します。
また、専用の自動車で送迎し、デイサービスセンターで楽
しい一日を過ごしていただくことを目的としています。





介護保険

介護保険のしくみ

問 福祉課 介護保険係

介護保険はみんなで支えあう制度です。
介護保険制度を運営するのは市町村です。
介護保険を運営する市町村のことを「保険者」といいます。

保険者は、要介護認定を行い、介護保険サービスの確保・整備をします。

被保険者(加入する方)

問 福祉課 介護保険係

40歳以上の方すべてが加入し介護保険料を納めます。

被保険者は、40歳から64歳までの方と65歳以上の方に分けられます。

第1号被保険者…65歳以上の方

65歳に到達する月に被保険者証が交付されます。原因を問わず、介護や日常生活で支援が必要になったとき町の認定を受け介護サービスの利用ができます。

第2号被保険者…40歳から64歳までの方

介護保険の対象となる病気(特定疾病)により介護や支援が日常生活で必要となったとき町の介護認定を受け、サービスの利用ができます。

被保険者証は、介護認定を受けた場合のみ交付されません。

介護サービスの利用

問 福祉課 介護保険係

介護サービスを利用するためには介護認定の申請が必要です。

(1)申請

申請は本人または家族のほか、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所、介護保険施設に在籍するケアマネジャーの方が代行して行うこともできます。

新規で介護認定を受けたい方は、役場福祉課介護保険係や地域包括支援センターにご相談ください。

(2)訪問調査

申請をすると、介護認定調査員が訪問し本人の心身の状態を見たり、家族から聞き取りをします。併せて役場より、主治医に意見書を照会します。

(3)認定

調査に基づいて、審査会で判定を行います。

結果は、軽い方から要支援1・要支援2・要介護1・要介護2・要介護3・要介護4・要介護5の7段階あります。

また、非該当については、介護サービスの利用はできませんが、チェックリストで総合事業対象者と認定されれば、一部利用可能なサービスがあります。

(4)ケアプランの作成

介護認定を受けた方または総合事業対象者となった方は、ケアプランを作成して介護保険サービスを利用します。ケアプランの作成は居宅介護支援事業所、要支援の方のプランについては地域包括支援センターが作成します。



(5) 介護サービスの利用

利用者は介護サービスの1割、一定の所得がある方は2割または3割を支払います。

介護保険サービス外の事業

問 福祉課 地域包括支援係

介護認定を受けなくても、地区公民館等での体操教室や一般介護予防事業があります。詳しくは役場または地域包括支援センターまでお尋ねください。

高齢者福祉

高齢者の能力活用・社会参加

問 福祉課 福祉係

老人クラブ

軽スポーツや友愛活動などさまざまな活動を行っています。

会員対象者：おおむね65歳以上の方

※入会については、居住している地域の老人クラブ会長へご連絡ください。

地域包括支援センター

問 福祉課 地域包括支援係

地域包括支援センターでは、主任ケアマネージャー、保健師、社会福祉士などが中心となって高齢者の皆さんの支援を行います。職種はそれぞれ専門分野を持っていますが、専門分野の仕事だけ行うのではなく、互いに連携をとりながら「チーム」として総合的に皆さんの支援を行います。

介護予防ケアマネジメント…

自立して生活ができるよう支援します

今後、要支援や要介護状態へなるおそれの高い方や要

支援1・2と認定された方に対して支援を行います。介護予防サービスの利用や和水町が行う介護予防事業などの利用について支援します。

権利擁護…高齢者の財産や権利を守ります

高齢の方が安心していきいきと暮らすために、皆さんの持つさまざまな権利を守ります。成年後見制度の紹介や、虐待の早期発見、消費者被害などに対応します。

総合相談支援…なんでもご相談ください

高齢者の方やその家族、近隣に暮らす方の介護に関する悩みや問題に対応します。介護に関する相談や心配、その他健康や福祉、医療や生活に関することなどなんでもご相談ください。

包括的・継続的ケアマネジメント…

さまざまな方面からみなさんをささえます

地域での様々なサービスや、医療機関・関係機関とのネットワークを活用し、自立に向けた総合的な支援に取り組みます。また、ケアマネージャー等と連携して、高齢者が地域で自立して暮らし続けるために、心身の状態や生活環境の変化に応じた継続的な支援を行います。

地域包括支援センターのご案内

所在地：和水町江田3886（和水町役場 福祉課内）

☎0968-86-5724 FAX:0968-86-4660

相談は、センターまで直接お越しいただく他、電話での対応、訪問での対応も行います。

窓口対応可能時間：月～金曜日 8時30分から17時15分まで

養護老人ホームへの入所

問 福祉課 福祉係

おおむね65歳以上の方で、環境上の理由及び経済的理由により、自宅において養護を受けることが困難な方が入所（措置）できます。

前年の所得に応じ、本人及び扶養義務者の費用負担があります。

広 告

これからも、地域の方々と一緒に福祉活動を推進する団体として
その時代、時代の福祉ニーズに応じた事業を展開して行きます。

 **社会福祉法人
和水町社会福祉協議会**

〒861-0923 玉名郡和水町平野 1276-3 和水町福祉センター内

TEL:0968-34-2366 FAX:0968-34-2412

〔事業内容〕

住民主体による地域福祉活動の推進 ボランティア活動の推進
訪問介護事業所 総合相談事業 通所サービス B 事業
生活福祉資金貸付事業 生活困窮者自立支援事業
生活支援サービス、ファミリーサポートセンター事業 など

障害者福祉

各種手帳の交付

問 福祉課 福祉係

障がいがあり日常生活に支障がある人を対象に、身体障害者手帳(身体障がい者)、療育手帳(知的障がい者)、精神障害者保健福祉手帳(精神障がい者)をそれぞれ交付しています。手帳を取得すると各種サービスが受けられます。

身体障害者手帳

身体障害者手帳とは、身体に一定以上の障がいがあり日常生活に著しい制限を受ける方が、障がいの程度に応じて各種のサービスを受けるために必要な手帳です。手帳の交付には申請が必要です。

障がいの等級は重い方から1級～6級の6等級です。

療育手帳(知的障害者福祉手帳)

療育手帳とは、知的障がい児(者)の方に対して交付を行っている福祉手帳です。一貫した指導、相談を行うとともに、各種の福祉サービスを受けやすくするために利用されています。

なお、交付される手帳には障がいの区分により「A1(最重度)」、「A2(重度)」、「B1(中度)」、「B2(軽度)」に分けられます。

精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳とは、精神疾患を有する方のうち、精神障がいのために長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方に対して交付される手帳です。

障がいの等級は、重い方から1級～3級の3等級で、有効期間は2年間です。

医療費助成制度

問 福祉課 福祉係

自立支援医療

更生医療の給付について

18歳以上で身体障害者手帳を持つ方が対象。障がいの軽減を図るために必要な医療を受けるときに支給されます。

育成医療の給付について

身体に障がいのある18歳未満の児童が対象。確実な治療効果が期待できる場合に、その障がいの除去もしくは軽減を図るための医療を受けるときに支給されます。

精神通院医療の給付について

精神疾患を有し、通院による精神医療を継続的に受けている方が対象。指定医療機関で治療上必要な医療を受けるときに支給されます。

重度心身障がい者医療費助成について

重度心身障がい者医療費助成とは、重度の心身障がい者が保険証を使用して診療・投薬を受けたとき、医療費の自己負担分に対して助成します。

助成対象者

- ・身体障害者手帳 1級又は2級の方
- ・療育手帳 A1又はA2の方
- ・精神障害者保健福祉手帳 1級の方

各種手当

問 福祉課 福祉係

特別児童扶養手当

身体や精神に障がいのある20歳未満の子どもを養育している家庭の生活の安定と児童の健やかな成長を助けるための制度です。

支給対象者	20歳未満で、身体または知的・精神に中度以上の障がいがある児童を養育している父か母、または父母に代わって養育している方
支給額(月額)	1級…1人につき55,350円 2級…1人につき36,860円

※手当を受給するためには申請が必要です。ただし、一定の所得制限などがあります。

※手当額は変動が生じる場合があります。

障害児福祉手当

在宅での日常生活において、重度の障がいゆえに特に必要とされる介護などの負担を軽減するために支給する制度です。

支給対象者	身体または知的・精神に重度の障がいがあり、日常生活において常時の介護を必要とする20歳未満の者
支給額(月額)	15,690円

※手当を受給するためには申請が必要です。ただし、一定の所得制限などがあります。

※手当額は変動が生じる場合があります。

特別障害者手当

重度の障がいがあり、日常生活に常に特別の介護を必要とする20歳以上の方に対し、手当を支給します。ただし、病院に3ヶ月以上入院しているときや施設に入所しているときは支給されません(所得制限があります)。

支給額(月額)	28,840円
---------	---------

※手当を受給するためには申請が必要です。ただし、一定の所得制限などがあります。

※手当額は変動が生じる場合があります。

補装具費の支給

問 福祉課 福祉係

身体に障がいを持つ方が、日常生活や職業生活をしやすくするために必要な用具を購入・修理・借受けする費用の一部を補助します。

※介護保険の対象者は、種目によっては介護保険制度との調整が必要です。



地域生活支援事業

問 福祉課 福祉係

障がいのある方が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じ、柔軟な形態により事業を計画的に実施します。

日常生活用具の給付

障がい児(者)、難病患者の方に対し、自立支援用具等の日常生活用具を給付します。

※介護保険の対象者は、種目によっては介護保険制度との調整が必要です。

住宅改修費助成

65歳未満の障がいのある方が、安全で快適に自宅での生活が送れるように、玄関、廊下、浴室、便所などを改造するための費用を助成します(所得制限があります)。

免許取得

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳をお持ちの方に福祉の増進を図るため、自動車運転免許の取得に要した経費の一部を助成します。

自動車改造

身体障害者手帳をお持ちの方で、自動車の適切な改造に要した経費について、一部助成します。ただし、助成には要件があります。

意思疎通支援

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思の伝達に支援が必要な障がい者等に対して、手話通訳者や要約筆記者を養成・派遣します。

移動支援

自立支援給付の対象とならないケースでの外出時の円滑な移動の支援、自立生活や社会参加を促します。

日中一時支援

介護を行う家族等が疾病等の理由により、一時的に自宅で介護を行うことが困難となった場合に、施設等で日中活動の場を提供し、見守りや社会に適應するための訓練等を行います。

その他の助成や制度

問 福祉課 福祉係

種類	備考
有料道路割引制度	制度ごとに障がい等級や年齢などの対象要件、所得などの利用制限や利用者負担金が設けられています。また、その他の制度もありますので、詳しくはお問い合わせください。
NHK受信料減免制度	
ハートフルパス	

障害福祉サービス(障害児通所支援)

問 福祉課 福祉係

◇介護給付(障がい区分が一定以上の人に生活上または療養上の必要な介護を行います)

サービスの名称	内容
居宅介護	障がい者が居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行うサービスです。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって、常時介護を要するものにつき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行うサービスです。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難がある障がい者等の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ、食事の介護など必要な援助を行うサービスです。
行動援護	知的障がい又は精神障がいによって行動上著しい困難を有し、常時介護を必要とする障がい者等について、行動する際の危険を回避するため、援護や外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護など必要な援助を行うサービスです。
重度障害者等包括支援	常時介護を要する障がい者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきり状態にあるもの並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有するものにつき、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を包括的に提供するサービスです。
生活介護	常時介護を必要とする障がいのある人について、障がい者支援施設等で主として昼間において、入浴、排せつ、食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービスです。
療養介護	病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がいのある人に対し、主として昼間において、病院等において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活の世話等を行うサービスです。
短期入所	居宅においてその介護を行う人の疾病その他の理由により、施設への短期間の入所が必要な障がいのある人を施設に短期間入所させ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行うサービスです。
施設入所支援	施設に入所する障がいのある人が、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行うサービスです。

◆訓練等給付(身体的または社会的なリハビリテーションや就労につながる支援を行います)

サービスの名称	内容
自立訓練 (機能訓練)	病院や施設を退院・退所した身体障がい者又は難病等対象者につき、身体的リハビリテーションの継続や社会的リハビリテーションの実施が必要な方や、特別支援学校を卒業し、社会的リハビリテーションの実施が必要な方が、地域生活を営む上で必要な身体機能の維持・回復等のために必要な支援を行うサービスです。自立訓練(機能訓練)は、標準利用期間が1年6ヶ月と定められています。
自立訓練 (生活訓練)	病院や施設を退院・退所した人や、特別支援学校を卒業した人のうち、社会的リハビリテーションの実施が必要な知的障がいのある人・精神に障がいのある人が、自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行うサービスです。自立訓練(生活訓練)は、標準利用期間が2年間(長期間入院者等は3年間)と定められています。
宿泊型自立訓練	自立訓練(生活訓練)の対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している知的障がいのある人・精神に障がいのある人が、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行うサービスです。宿泊型自立訓練は、標準利用期間が2年間(長期間入院者等は3年間)と定められています。
就労移行支援	就労を希望する障がいのある人に、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。標準利用期間は2年間と定められています。
就労継続支援A型	通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に、雇用契約等に基づき就労、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。
就労継続支援B型	年齢、心身の状態その他の事情により引き続き通常の事業所に雇用されることが困難になった人、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった人、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に、就労、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。
就労定着支援	一般就労した障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施するサービスです。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する者等に対し、定期的に利用者の居宅を訪問したり、電話相談等により、食事、洗濯、掃除などに課題はないか、公共料金や家賃に滞納はないか、体調に変化はないか、通院しているか、地域住民との関係は良好か、などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うサービスです。
共同生活援助 (グループホーム)	主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うサービスです。これまで共同生活援助(グループホーム)と共同生活介護(ケアホーム)に分類されていましたが、平成26年4月1日から、ケアホームのグループホームへの一元化が図られました。

◆障害児通所支援(通所による療育等の支援が必要な児童に支援を行います。※手帳の有無は問いません)

サービスの名称	内容
児童発達支援	集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がいのある児童について、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練等の支援を行うサービスです。また、上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童につき、医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療を行うサービスです。
放課後等 デイサービス	就学している障がいのある児童・生徒について、授業の終了後又は学校の休業日に、施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行うサービスです。
保育所等訪問支援	障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを2週間に1回程度訪問し、障がい児や保育所などのスタッフに対し、障がい児が集団生活に適應するための専門的な支援を行うサービスです。
居宅訪問型 児童発達支援	障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行うサービスです。

◆指定相談支援(障害のある人が自立に向けた生活が送れるよう、また生活が少しでも便利になるように実施されている福祉支援サービスです)

サービスの名称	内容
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している方または精神科病院に入院している方など、地域における生活に移行するために重点的に支援を必要としている方に対して、住居の確保などの地域生活に移行するための相談や必要な支援を行います。
地域定着支援	単身等で生活する障害のある方に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。
計画相談支援・ 障害児相談支援	障害福祉サービス等を申請した障がい者(児)について、サービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直しを行います。



教育

問 学校教育課

和水町教育

和水町では、「自他ともに愛し、ふる里の自然・文化・伝統を守り、「和水町」を発展させようと努力する人づくり」を教育目標に掲げ、取り組みを進めています。また、「家庭・学校・地域」の三つの環で、就学前教育・義務教育・高等教育・成人教育・児童福祉との連携強化を図り、学ぶ者一人ひとりが発達段階に応じて「確かな学力」と「心豊かな人間性」そして「健やかな精神と体力」を兼ね備え、新しい課題に向かって自ら考え、判断し課題解決が図れる「生きる力」を身につけ、和水の未来を創造できるようにします。

小中学校一覧

学校名	住所	電話番号
菊水小学校	和水町江田2891	0968-86-2039
三加和小学校	和水町板楠1001	0968-34-2622
菊水中学校	和水町江田4250	0968-86-2004
三加和中学校	和水町板楠1001	0968-34-2134

就学援助

学用品費や修学旅行費といった、小・中学校で必要な費用にお困りの方は、世帯収入の程度により教育費の援助が受けられます。詳しくは学校教育課へお尋ねください。

教育



生涯学習・文化・スポーツ

コミュニティ施設・スポーツ施設

問 社会教育課

コミュニティ施設一覧

名称	所在地	電話番号
和水町中央公民館	和水町江田3883番地1	0968-86-2022
和水町三加和公民館	和水町板楠76番地	0968-34-3047
和水町春富コミュニティセンター	和水町和仁781番地	0968-34-3047

文化施設一覧

名称	所在地	電話番号
和水町歴史民俗資料館	和水町江田302番地	0968-86-4564
田中城ミニミュージアム	和水町和仁781番地	0968-34-3047

スポーツ施設一覧

名称	所在地	電話番号
和水町体育館	和水町前原437番地1	0968-86-4440
和水町スカイドーム2000	和水町大田黒964番地	0968-42-4660
和水町弓道場	和水町前原438番地1	0968-86-4440
和水町テニスコート	和水町大田黒964番地	0968-42-4660
和水町総合グラウンド	和水町原口1321番地	0968-86-4440
和水町三加和グラウンド	和水町大田黒1000番地	0968-42-4660
和水町春富グラウンド	和水町東吉地1044番地	0968-42-4660
和水町多目的広場	和水町板楠70番地	0968-34-3047
和水町春富コミュニティドーム	和水町和仁527番地3	0968-34-3047
和水町緑コミュニティドーム	和水町板楠2982番地1	0968-34-3047
和水町春富コミュニティ広場	和水町和仁781番地	0968-34-3047

生涯学習・文化・スポーツ



生活

ごみの分け方・出し方

問 住民環境課 生活環境係

ごみの分別方法

❑町が配布している「ごみ収集カレンダー」を確認し、分別して、決められた収集日の決められた時間までに出してください。

❑ごみ出し時間・場所

朝8時00分までに、各区のごみ集積場所へ出してください。(粗大ごみは各行政区で決められた専用の場所に出してください。)

❑ごみ出し時の注意点

- ①ごみは必ず分別して、指定ごみ袋に入れて出してください。(袋の口はしっかり結んでください。)
- ②指定ごみ袋には必ず行政区・氏名(フルネーム)を書いてください。
- ③生ごみは十分に水切りを行ってください。(食品廃棄物の減量化をお願いします。)
- ④やむを得ず生ごみ以外のごみを指定日前日に出す場合は集積カゴの外に出しておいてください。

❑分別が出来ていない物や指定のごみ袋以外は収集をしません。

❑「不法投棄」「ごみの持ち去り」「家庭でのごみの焼却」は法律で禁止されています。

収集しないもの

❑下記のものは収集しておりません。

- ・家電リサイクル対象品(テレビ、エアコン、洗濯機、乾燥機、冷蔵庫、冷凍庫)
 - ・産業廃棄物
 - ・事業系一般廃棄物(会社、商店などの事業活動から出るごみ)
 - ・その他で代表的な物
肥料袋、容器の中身が入ったままの物(粉・液体・つぶ)、塗料、農薬、農薬ビン、農業用ビニール、農機具、パソコン、バッテリー、廃油、タイヤ、建材類、樹脂製波板、スレート、石綿、鉄骨、便利瓦、ボード板、石工板、バイク・車の部品、消火器、鉄の塊、火薬類、水銀、油類など
- ※収集できない物は販売店に相談ください。
※このごみの分別表は代表的な物を記載しておりますので、ご不明な物はお問い合わせください。

ごみを直接「クリーンパークファイブ」まで持ち込みをする場合

❑ごみは持ち込む前に必ずお電話等でご連絡をお願いします。

ごみの種類、大きさ、数量を具体的にお知らせください。

❑連絡先

- 場 所 クリーンパークファイブ(長洲町名石浜42番地1)
- 電話番号 0968-78-4433
- 受付時間 平日 8時45分～16時00分

広 告

和水町一般廃棄物収集運搬業・和水町浄化槽維持管理業(保守点検・清掃)
浄化槽関連設備機器修理・販売

有限会社 玉名北部環境

代表取締役 武田 正己

本 社 南関町大字細永1208-1

TEL 0968-53-3173 FAX 0968-53-3489



ごみは決められた場所に出しましょう。

可燃ごみ

燃えるごみ (可燃物)

生ごみ・汚れている紙・木くず
プラスチック製容器・使い捨てカイロ
ぬいぐるみ・ゴム・革
発泡スチロール製品等

※生ごみは水を切って出してください。

※新聞紙・その他紙類・段ボール・紙パック・布類は、資源ごみに出してください。
※ロープ・帯・ひも類は、長さ1m以内に切ってください。



資源ごみ

新聞紙

新聞紙・折込み広告 ※一緒の袋に入れて出せます。



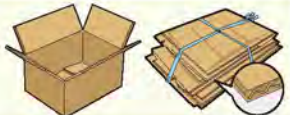
その他紙類

紙くず・雑誌・週刊誌・漫画本・カタログ・包装紙・封筒・菓子箱等



※油紙・カーボン紙等、油を含んだ紙、汚れた紙は、燃えるごみに出してください。

段ボール



布類 古着・古布等

※ボタン等は付けたまま出してください。
※汚れているものは燃えるごみに出してください。



紙パック

牛乳パック、ジュースパック等

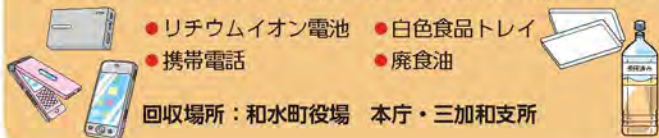
※中身を空にして洗って乾燥させてください。
※紙パックを開いて出してください。



※アルミ箔の貼ってある紙パック等は、燃えるごみに出してください。

役場で回収しています

リサイクルのため、捨てずに役場での回収にご協力をお願いします。



回収場所：和水町役場 本庁・三加和支所

リサイクルごみ

缶類



●アルミ缶・スチール缶

飲料缶・スプレー缶・缶詰缶・菓子缶等

※中身を出して簡単にすいってください。
※スプレー缶は、中身を使い切り、火の気のない風通しのよい場所で穴を開けてください。
※アルミ・スチール缶を一緒に混ぜて出せます。
※サビがひどいものは金属類に出してください。

※オイル・ペンキの油の缶(スプレー缶)は、中身を出して金属類に出してください。

びん類

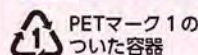


酒びん・ビールびん・しょうゆびん
酢びん・ドリンクびん等(色に関係なく)

※中身を出して簡単にすいってください。
※ふたを取ってください。ふたが金属のときは金属類に出してください。
また、プラスチックのときは燃えるごみに出してください。
※無色・茶色・その他の色びんを一緒に混ぜて出せます。

※哺乳びん・化粧びん・乳白色ガラス・クリスタルガラスのガラス製品等は、中身を出してガラス類に出してください。

ペットボトル



※中身を出して簡単にすいってください。
※つぶさないで出してください。
※汚れがひどいものは燃えるごみに出してください。



金属類

鍋・フライパン・釜・傘
小型電気製品・ポット・炊飯器
びんのふた・油缶・カメラ
使い捨てライター・LED電球等

※袋に入らないものは粗大ごみに出してください。



ガラス・陶器類

ガラス・耐熱ガラス・割れガラス
花瓶・化粧びん・油びん・哺乳びん
レンズ類・茶碗・コップ等



お問い合わせ先

●和水町役場本庁 住民環境課 ☎0968-86-5727
●クリーンパークファイブ ☎0968-78-4433
長洲町大字名石浜42-1
ごみ直接搬入受付時間 8:45~16:00 平日のみ(月曜~金曜)祝日を除く

環境

ペット

問 住民環境課 生活環境係

犬を飼っている方へ

動物を飼う方は、他人への迷惑や危害を及ぼすことのないように十分な心配りが必要です。

犬の放し飼いは禁止されています。常につないで飼育してください。

犬のフン等の後始末は飼い主の責任です。特に散歩時にはフンを持ち帰ることができるものを用意していきましょう。また、自宅敷地内での飼育もフンなどの悪臭で近所迷惑にならないようにしましょう。

また、犬が嫌いな人もいます。犬の吠える声が迷惑な人もいます。適正なしつけをするなど飼い主としての責任を果たしてください。

愛犬は大事な家族です。最期まで責任を持って飼育しましょう。

犬の登録について

犬を飼い始めた日(生後90日以内の犬は90日を経過した日)から30日以内に登録申請をしてください。登録は、生涯1度だけです。登録手数料は3,000円です。

登録事項の変更について

飼い主が変わったり、飼い犬が死亡した場合などは、税務住民課に届出をお願いします。

狂犬病予防注射について

生まれてから91日以上飼育されている犬については、毎年1回、狂犬病予防注射が義務づけられています。

集合注射で受ける場合

飼い犬を町に登録されている方に通知書を送付します。集合注射を受ける場所に通知書をご持参のうえ、注射を受けてください。

注射料

3,300円(うち500円は注射済票交付手数料です。)

簡易水道

問 建設課 上下水道係

簡易水道の各種届出

次の場合は、速やかに上下水道係へ届け出てください。

- ・簡易水道の使用開始、休止、廃止したとき
- ・使用者が変更になるとき

簡易水道の利用料金(税込み)

料金は毎月の使用量により算定します。

基本料金(10㎡まで) 1,815円

超過料金(1㎡当たり) 176円

メーター使用料(口径による) 55円～330円

新たに水道を引きたいとき

和水町指定の給水装置指定工事店をとおして、上下水道係へ申請が必要です。

また、新設の場合、加入負担金が必要となります。簡易水道区域の確認は、お問い合わせください。

水道加入負担金(税込み)

メーター器の口径	加入金の額
20ミリ未満	88,000円
20ミリ以上30ミリ未満	132,000円
30ミリ以上	165,000円

広 告



さくら動物病院
Sakura ANIMAL CLINIC

獣医師 吉田 春美 吉田 孝

午前9時～午後1時

午後3時～午後6時

日・祝休

山鹿市方保田759-4

TEL(0968)42-9200

給排水
衛生設備
浄化槽設備設計施工

和水町、南関町、上下水道指定工事店

星子商会

代表 星子 浩良

和水町平野 891-2

TEL.0968-34-3609

FAX.0968-34-3678

下水道

問 建設課 上下水道係

下水道の各種届出

次の場合は、速やかに上下水道係へ届け出てください。

- ①下水道の使用開始、休止、廃止したとき
- ②世帯人数が変わったとき(長期入院、単身赴任など)
ただし、住民基本台帳を異動した場合は不要
- ③使用者が変更となるとき

下水道の利用料金

一般世帯においては、住民基本台帳を基に世帯員数に応じて、算出します。

利用料	
1人	2,200円
2人	3,300円
3人	4,400円
4人	4,950円
5人	5,500円
6人	6,050円
7人以上	6,600円

新たに下水道を引きたいとき

和水町指定の排水設備指定工事店をとおして、上下水道係へ申請が必要です。

また、新規接続の場合受益者分担金が発生します。

下水道区域の確認は、お問い合わせください。

分担金	
1戸(一般世帯)	150,000円
2戸(2世帯住宅)	200,000円
3戸(アパート等)	250,000円
4戸(アパート等)	300,000円
5戸以上(アパート等)	350,000円
店舗	150,000円

浄化槽

問 建設課 上下水道係

浄化槽の各種届出

次の場合は、速やかに上下水道係へ届け出てください。

- ①浄化槽の使用開始、休止、廃止したとき
- ②世帯人数が変わったとき(長期入院、単身赴任など)
ただし、住民基本台帳を異動した場合は不要
- ③使用者が変更になるとき

浄化槽の利用料金

一般世帯においては、住民基本台帳を基に世帯員数に応じて、算出します。

利用料	
1人	2,200円
2人	3,300円
3人	4,400円
4人	4,950円
5人	5,500円
6人	6,050円
7人以上	6,600円

新たに浄化槽を設置したいとき

下水道対象区域外では、浄化槽の設置が可能です。新規設置をする場合は、上下水道係へ申請が必要です。

また、人槽に応じて受益者分担金が発生します。

分担金		浄化槽サイズ選定(建築延べ床面積)
5人槽	150,000円	130㎡未満(約40坪未満)
7人槽	150,000円	130㎡以上(約40坪以上)
10人槽	200,000円	(二世帯住宅)



広告

営業
品目

給排水工事・浄化槽
水まわり工事全般

**有限会社
ありあけ管工設備**

TEL0968-72-4017
〒865-0011 玉名市上小田 604-2



生活・環境

農地の売買・貸借・転用

問 農業委員会 庶務係

農業委員会は農地パトロールなどを行いながら、農地を守る活動を行っています。

農地の貸借や売買、農地以外に転用する場合は農業委員会の許可が必要です。

申請から許可までに時間がかかりますので、早めに申請してください。

農地中間管理事業

問 農林振興課 農業政策係
農業委員会 庶務係

高齢化等で規模縮小のために農地を貸したいという農業者(出し手)から、農地中間管理機構(農業公社)が利用権を取得し、農地の有効利用や農業経営の効率化を進める担い手(受け手)へ農用地利用の集積・集約化を行う事業です。

農業者年金について

問 農業委員会 庶務係

農業者年金とは、農業者の老後の生活安定及び福祉の向上を目的とした安全な公的年金制度です。積み立て方式で少子高齢化に左右されず、保険料の国庫補助金や税制面でも大きな優遇があります。

農業者年金の内容や、加入についてのご相談など、お気軽にお問い合わせください。



農業振興

農業振興地域制度について

問 農林振興課 農業政策係

農業振興地域とは、今後概ね10年以上農業の振興を図るべき地域のことです。和水町は市街化区域を除く、町内全域が指定されています。農業振興地域の中でも特に農業上の利用を図るべき土地として農用地区域があります。

多面的機能支払交付金事業

問 農林振興課 農業振興係

◆農地維持支払

農業者等による組織が取り組む、水路の泥上げや農道の草刈り等の地域資源の保全活動を支援します。

◆資源向上支払(共同活動)

地域住民を含む組織が取り組む、水路、農道等の軽微な補修や植栽による景観形成等の共同活動を支援します。

◆資源向上支払(施設の長寿命化のための活動)

農地周りの農業用排水路、農道などの施設の長寿命化のための補修・更新等の活動を支援します。

森林環境譲与税を活用した事業

問 農林振興課 林務耕地係

◆荒廃竹林整備事業助成

荒廃竹林拡大防止のため、竹林整備(皆伐、間伐)に係る費用を一部助成します。

◆竹林整備のマッチング支援

荒廃竹林の減少を目的として、竹林の手入れができずお困りの方、竹林を整備(伐採)していただける方、伐採された竹の活用をお考えの方のマッチング支援を行います。

◆竹粉碎機貸出事業

森林・竹林整備の支援として、伐り出した竹や樹木をチップ化する粉碎機の貸出しを行っています。

◆危険木伐採等助成金

台風等の自然災害により、住宅・公共施設等に直接的な被害を及ぼす恐れのある、危険木の伐採・撤去などにかかる費用を一部助成します。

◆林業従事者人材育成に対する助成

林業従事者人材育成を推進しており、新たに林業に従事する人に対して、刈払機取扱講習、チェーンソー特別教育講習会受講料助成、チェーンソー及び刈払機購入の助成を行います。

環境保全型農業直接支払交付金事業

問 農林振興課 農業振興係

化学肥料や化学合成農薬を5割以上低減する取組に加え、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い環境保全型農業に取り組む農業者の組織する団体等に対して支援を行います。

経営開始資金 問 農林振興課 農業政策係

就農初期段階の青年就農者に対して経営開始資金を交付します。

独立・自営就農時の年齢が45歳未満の就農者に対し、年間最大150万円、夫婦での就農の場合は年間最大225万円を最大3年間交付する事業です。

地域計画 問 農林振興課 農業政策係

農家の高齢化や耕作放棄地の問題等の各集落が抱える人と農地の問題を、地域ごとの話し合いによって解決されるよう「地域計画」の策定を推進しています。

鳥獣被害対策 問 農林振興課 林務耕地係

◆狩猟免許取得に対する助成

被害防止を目的とし、有害鳥獣捕獲を推進しており、新たに狩猟免許を取得する人に対して講習会受講料を助成します。

◆鳥獣対策の防護柵設置補助

農作物を有害鳥獣から守るため、防護柵(電気、フェンス)、箱罠購入など補助を行います。

◆えづけSTOP!の推進

農作物に被害を与えるイノシシなどの野生動物に、無意識のうちにやってしまっている集落や田畑を使った「えづけ(餌付け)」を「やめる(STOP)」という取り組みを推進しています。



農業



議会・選挙

町議会

問 議会事務局

町を快適で住みよい町にするためには、日々の生活に深く関わる福祉・教育・道路・まちづくりなどにおいて、町民の意見が十分に反映されていることが必要です。

しかし、多くの町民が一同に話し合うことは困難です。そこで町民の声を町政に反映させるため、選挙で選ばれた代表者によって話し合いが行われます。この代表者が町議会議員と町長です。

町議会議員が集まって町民生活に密着した町の予算や条例などを話し合い、町意思を決めるところが町議会、町長は町議会で決定したことに沿って町政を進めていく役割を担っています。

このことから町議会を「議決機関」、町長や行政機関を「執行機関」ともいいます。町議会と町長は、それぞれ独自の権限を持ち、この関係は「車の両輪」に例えられます。

町議会と町長などの執行機関は、町民の皆さんの信任を基盤として対等の立場で尊重し、協力しあい議論することで、調和と均衡を保ちながら、より良いまちづくりのために活動をしています。

町議会は、年4回(3月・6月・9月・12月)の定例会と必要に応じて開会される臨時会があります。

町議会議員

町議会議員は、4年ごとの選挙によって選ばれます。

議員の定数は、町議会の議員の定数を定める条例により12人と定められています。

議長と副議長

議長と副議長は、議員の中から選挙によって選出されます。

議長は、議会を代表し、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理します。

副議長は、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときに、議長の職務を行います。

傍聴

定例会は、公開で行われます。ぜひ町議会の傍聴にお越しください。

定例会の当日、所定の用紙に住所、氏名、年齢を記入するだけで、どなたでも傍聴できます。

日程等は町ホームページでご確認下さい。

議会広報誌

年に4回、定例会等の内容を紹介した「議会だより」を発行しています。

みなさまの意見などをお聞かせください。

選挙権

問 選挙管理委員会

選挙権

選挙の種類	選挙権の要件
衆議院議員・参議院議員	満18歳以上の日本国民
知事・県議会議員	満18歳以上で、引き続き3ヶ月以上県内の同一の市町村に住所のある日本国民。その方が県内の他の市町村に住所を移し、3ヶ月にならない場合も含まれます。
町長・町議会議員	満18歳以上で、引き続き3ヶ月以上その市町村に住所のある日本国民

被選挙権

選挙の種類	被選挙権要件
参議院議員・知事	満30歳以上の日本国民
衆議院議員・町長	満25歳以上の日本国民
県議会議員・町議会議員	満25歳以上の日本国民で、その選挙の選挙権のある方

投票の方法

問 選挙管理委員会

選挙は、選挙期日(投票日)の投票時間内(7時00分～20時00分)に投票所において投票することが原則ですが、次のような方法でも投票することができます。

期日前投票

投票日当日に仕事、旅行、冠婚葬祭などの理由により投票日に投票に行くことができないと見込まれる場合は、期日前投票をすることができます。期日前投票期間および時間は、公(告)示日の翌日から投票日の前日までの毎日(土・日・祝日も投票できます。)で、8時30分～20時00分までです。

不在者投票

投票日当日に選挙人名簿登録地以外の場所に滞在していたり、都道府県が指定する病院や老人ホームなどの施設に入所していて、投票日に投票に行くことができないと見込まれる場合は、それぞれ滞在場所、入院または入所している場所において不在者投票をすることができます。

投票用紙等請求書兼宣誓書を記入し、投票用紙等を請求いただく必要があります。

郵便等による不在者投票

投票所での投票が困難な方が、自宅等で投票ができる制度です。身体障害者手帳、戦傷病者手帳および介護保険証をお持ちで該当する方は、自宅などで郵便による不在者投票ができます。投票するには、郵便投票証明書を所有し、選挙ごとに投票用紙を請求する必要があります。事前に登録申請が必要です。



消費生活相談

待った!! ひとりで決めない悩まない

和水町消費生活相談窓口

いつでも
どこでも
身近な町で

一人で悩まず
気軽にご相談ください

まずは
お電話
ください

商品やサービスの
契約で事業者
とトラブルに
なった

商品に欠陥があり
ケガをした



借金トラブルで
困っている

注文していない
商品が届いた

よくある相談事例

●訪問販売

突然やってきた業者から高額な布団やマッ
サージ器を売りつけられた。

●架空請求

身に覚えのない利用料金を請求するハガキ
やメールが届いた

問い合わせ先

月曜日～金曜日 9時～17時(祝日は除く)
和水町役場総務課 ☎0968-86-5720

消費生活相談



和水町商工会

商工会とは

商工会は、商工会法に基づき経済産業大臣の認可を受けて設立された特別認可法人で、地域の商工業の振興と住みよい地域づくりに寄与するため、商工業者によって組織された総合的経済団体です。

商工会の事業活動

金融相談

商工会では、みなさまの経営をより安定、向上させるために金融や信用保証に関する相談や融資斡旋などを行っています。事業資金にお悩みの方は、まず商工会にご相談ください。

経営相談

商工会では、経営のことでお悩みのみなさまに対し、窓口にて経営指導員や経営支援員が適切なアドバイスを行っています。その他にも、定期的に会員事業所を回る巡回指導も行っています。また、中小企業診断士や税理士、弁護士などの専門家派遣を承りますので、気軽に商工会へご相談ください。

- 創業、補助金申請支援、販路開拓、経営革新、デジタル化等

税務・経理相談

税金の各種控除を知りたい、青色申告制度って何？等みなさまのお悩みに対し、帳簿のつけ方から決算、申告の仕方まで事業者の状況に応じた適切なアドバイスを行っております。

確定申告期は派遣税理士の相談も受けられます。

- 税務、記帳支援

共済制度

中小企業・小規模事業者の経営と生活安定のために、安心かつ有利な共済制度をご用意しています。気軽にご相談下さい。

- 商工貯蓄共済 ■ ふれんど共済
- 小規模企業共済
- 経営セーフティ共済
- 中小企業退職金共済 etc

地域総合振興事業

■ 総合振興事業

和水町の振興や商工会員の事業発展のために、商工会は意見を集約し、これを行政庁などに具申、建議をしています。

■ 商工業振興事業

和水町等の各種イベントの参加・協力や観光PR事業を行っています。

■ 労務対策事業

労働保険や社会保険の加入、申告、納付などの手続きについての相談を行っています。

■ 青年部・女性部活動

より良い地域づくりを行うために、後継者育成、地域イベントへの参加、奉仕活動を行っています。

和水町商工会

本所 和水町瀬川3613-1
TEL:0968-86-2127

支所 和水町板楠70 役場三加和支所内
TEL:0968-34-2051





忘れないで！クルマの点検・整備 ドライブ前の点検

出典：国土交通省ホームページ
「安全な自動車に乗ろう！」
(https://www.mlit.go.jp/jidosha/zenzen/02maintenance/before_driving.html) より加工・編集して作成

みなさん、日常点検をきちんとしていますか？定期的な点検整備も実施していますか？クルマの部品は、走行や時間の経過に伴って知らない間に劣化・摩耗しています。しかし、日頃の点検を怠らなければ、運転中のトラブルの多くは回避できるのです。日常点検をしっかりと行い、安全で快適なドライブを楽しんでください。

🔋 バッテリー上がり

走行中のトラブルでいつも上位を占めるのがバッテリー上がり。パワー・ウインドをはじめ、カー・ナビ、カー・ステレオ、エアコンなど、装備品の使用に応じてバッテリーの消耗も激しくなり、バッテリーの寿命を短くします。バッテリーが完全に上がる前には、ランプ類が暗くなったり、エンジンをかけるときのモーターの回りがスムーズでなくなったりします。バッテリーには寿命がありますので、日頃の液量点検をしっかりと行ってバッテリーのトラブルを避けましょう。

🔊 ランプ類の故障

狭い路上での対向車をオートパイダと思って走っていると、ヘッド・ランプの片方が切れた乗用車だったりして一瞬ヒヤッとすることがあります。ランプの損傷に気付かず運転すると、対向車が誤認し、思わぬトラブルに巻き込まれる危険があります。クルマのランプ類は、自分が周りの状況を確認するためのものや、他車に対する意思表示をしっかりと伝える役割を果たしているものがあります。点灯の有無を確認し、レンズの汚れや損傷も調べましょう。



💧 オーバーヒート

渋滞時のノロノロ運転時などに起きやすいトラブルがオーバー・ヒート。冷却水の温度が異常に上がって起きる現象です。オーバー・ヒートは、冷却水の不足、ファン・ベルトのゆるみや切れなどが原因で発生します。オーバー・ヒートが起こる前には、エンジンの回転が不安定になり、水温計が異常に上昇します。日頃から冷却水の量の点検や、ファン・ベルトの張り具合などを点検してこのようなトラブルを避けましょう。



🌀 タイヤのパンク・バースト

タイヤのパンクやバーストが起きると走行できなくなります。山道や雨の中でのタイヤ交換作業も大変ですが、高速道路などの路肩でタイヤ交換をすることになると非常に危険です。ドライブの前には、タイヤの空気圧、亀裂や損傷の有無、摩耗状態をしっかりとチェックしましょう。事前の点検がトラブルの多くを解消します。



⚙️ 車輪の脱落

車輪が脱落するまでには予兆があります。日常点検・定期点検をしっかりと行えば脱落は防止できます。ホイール・ボルト・ナットの取り扱いが正しく行いましょう。タイヤ交換時における不適切な取り扱いが、ホイール・ボルトの折損やディスクホイールの亀裂などを引き起こし、車輪の脱落などの重大事故を引き起こすことがあります。日常点検・定期点検をしっかりと行えば脱落は防止できます。ディスクホイールのボルト穴まわりに摩擦・変形・亀裂などがないかも、しっかりとチェックしておきましょう。

🛢️ 燃料切れ

遠距離ドライブに出かける前など、まだ燃料があると思っていても、まわりの景色に目をうばわれて、知らず知らずのうちに燃料切れになっていたりします。燃料切れで止まってしまうと、渋滞をまねきまわりに迷惑をかけてしまいます。特に高速道路で止まってしまうのは大変危険であり、大事故になりかねません。早めに給油を済ませましょう。



株式会社サイネックスによる編集記事ページです | ここは有料広告掲載ページです

🚗 車のこと Q & A

Q 車の維持費は年間どのくらいかかりますか？

A 使う用途や車種によって違いはありますが、車の維持費は大きく4つに分類されます。ガソリンなどの燃料費、定期点検・車検、部品、消耗品などのメンテナンス費、年間の任意保険料、自動車税も必要になってきます。他にも、保管場所によっては駐車場代なども考えられますので、車を購入する前には、これらも併せて考慮することが大切です。

Q 車種によって支払う税金に違いはありますか？

A 平成14年から、排出ガスや燃費の性能など環境に配慮した度合いによって、車種や車齢ごとに異なる税額となる「グリーン税制」が実施されています。これによって電気や天然ガスなどの低燃費自動車などは、新車購入時にかかる税率が大幅に軽減されています。一方で一定の車齢を越えたディーゼル車などに対しては、増税もあります。細かな基準と条件がありますので、しっかりと確認しておきましょう。

(株)谷口自動車

代表取締役 谷口 和也

自動車钣金塗装・整備全般
新車中古車販売・レンタカー業

〒865-0131 和水町用木 819-1

TEL.0968-82-8915

FAX.0968-82-8916

E-mail : taniguchibody@outlook.jp





リフォームの基礎知識

リフォームの進め方とポイント

① 具体的な計画をたてる

リフォームの目的から具体的な計画を立てましょう。
この時点での情報収集も大切なポイントです。

Point ● 時期、期間は？ ● 予算は？

② 事業者を決める～契約する

契約前に疑問点・不安点は徹底的に確認しましょう。
見積書・提案書や契約書だけでなく、打ち合わせの際の資料やメモなど書類にはしっかり目を通し、保管しておきましょう。

Point ● 施工業者の事業内容がリフォーム目的と合致しているか？
● 実績や業務内容を吟味。信頼できる事業者か？
● 候補を数社選んで同じ条件で見積書を提出してもらい検討したか？

③ 着工

定期的に施工業者から報告・連絡を受けるようにしましょう。また、不安がある場合は施工業者の担当者を通じて確認するようにしましょう。

Point ● 工事に向けての準備や近隣への周知は大丈夫か？
● 工程表に基づいて進んでいるか？
● 変更・追加などが発生していないか？

④ 着工後

Point ● 事業者立ち会いの下、確認をし説明をうけたか？
● 今後のメンテナンスや保証先を確認したか？

リフォームの疑問

Q リフォームの費用はどのくらいかかりますか？



A 改装の範囲で変わっていきます

建物の一部分の改装もリフォームですし、全面改装でもリフォームです。当然のことですが、手を加えれば加える程かかる費用は増えていきます。例えば、畳敷きの6畳間をフローリングに替える場合は十数万円ですが、家全体に及ぶ大掛かりな改装の場合は、建替えの方が安くなる事もあります。

Q 満足いくリフォームのポイントは？

A まずは現在の不満点を挙げてみましょう

現在のお住まいの不満のある所をリストアップする事をおすすめします。そうする事でただ漠然と不満に感じていた事も具体的に検討出来るようになり、優先順位をつけて内容の整理もしやすくなります。

また、キッチンなどの設備の取り替えをお考えの場合は、ショールームなどで実際に見て触ってみる事も重要です。



Q 信頼のおける業者とは？

A 2～3社は候補を挙げて比較しましょう

- 費用の安さで決めずに、契約内容に納得した上で契約をかわしましょう。
- 建築士や増改築相談員などの資格者がいるか確認しましょう。
- 経験豊富で実績がある事業者かどうか確認しましょう。
- アフターフォローはどうか、必ず確認しましょう。





Google
口コミ評価
4.8/5

新築 **リフォーム** **空き家再生**

お気軽にご相談ください!

創業 **80年** 以上! 地元に根差した
安心・安全・丁寧な住まいづくり

HPはこちら



空き家再生はこちら



株式会社猿渡工務店
〒865-0122
熊本県玉名郡和水町高野1253-1

☎0968-57-7786
(営業時間 9:00～17:00 定休日 日・祝)



代表取締役
猿渡 功志



株式会社サイネックスによる編集記事ページです

ここは有料広告掲載ページです

10の耐震チェックポイント

一つでも該当する項目があれば、
専門家に相談しましょう。

あなたのお家は大丈夫？

耐震チェック

間取りや構造によって差はありますが、
在来工法で建てられた住宅の代表的な例をもとに10の項目を挙げました。

- 1 昭和56年度以前の建物である
(現在の耐震基準を満たしていない
可能性があります) ☐
- 2 基礎にひび割れがある ☐
- 3 地盤が危険だと感じる ☐
- 4 基礎が鉄筋コンクリート造ではない ☐
- 5 必要な手続きを行わずに
増築している ☐
- 6 大きな吹き抜けがある ☐
- 7 室内の床が傾いている ☐
- 8 屋根には重い建材を使用している ☐
- 9 過去に大きな災害に見舞われた
ことがある ☐
- 10 壁の量が少ない
(見かけの壁の割合が少ない場合は、
当然危険です) ☐

地元だから安心
高品質な丁寧施工 良心的な安心価格



塗装 防水 樋取り換え 漆喰の工事
代表・一級技能士 浦部 進

お気軽にご相談ください

栄進工業

和水町板橋 2610 TEL080-3222-0588

熊本県知事許可第 5836 号
熊本県造園建設業協会会員

有限会社
なごみ 菊水緑化造園
代表取締役 池田 太志
1級造園施工管理技士

造園工事一式

和水町萩原 43
TEL0968-86-3002 FAX86-3046

新築・増改築・リフォーム



有限会社 ツル・ハウジング

代表取締役 鶴 和 明

和水町和仁337

☎080-1767-2525

お気軽に御相談下さい!!

電 気
給排水
空調設備

(有)杉村電気
設備工業

〒865-0131 和水町用木 1875
TEL 0968-86-4049
FAX 0968-86-3061



仕上がりには自信があります!!

住宅塗装 工場塗装

防水工事

改修工事

見積無料!

FURUSHIRO 有限会社 古城塗装工業

連絡先は
こちら!!

090-3606-3989

和水町用木89-1
TEL0968-86-3788



悲しみの中にも故人への真心を込めてしきたりや作法を心得ておきましょう

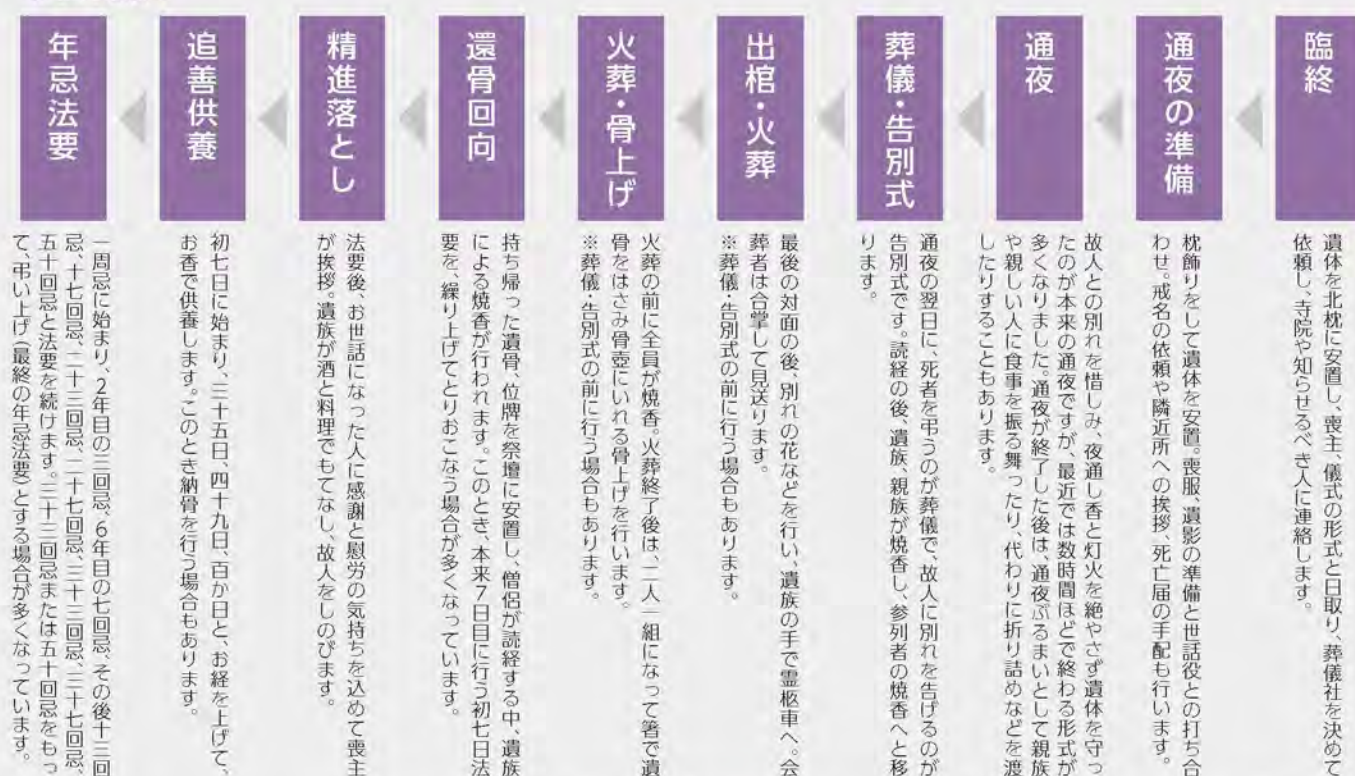
日常生活の中で、できるだけ考えたくないことかもしれませんが、どのような人生にも終焉は訪れます。誰もがいつかは遺族になり、告別式の参列者になることも避けられません。悲しみに打ちひしがれ、心も動転するような場面で、遺族や親しい人たちを支えるために、しきたりや作法があるともいえます。最近では死を忌むべきことと考えるより、人生を全うすることとして、自らの葬儀の演出を前もって指示しておいたり、希望を伝えておいたりすることも広まってきました。いざというとき慌てないために、基本的な葬儀の流れ、会葬のマナーは心得ておきましょう。



臨終から法要まで

葬儀は人生最後の儀式。弔事の一つひとつにしきたりがあり、意味があります。地方によって、また宗教や宗派によって名称や作法は異なりますが、大方の流れは次のようになります。

弔事の流れ



株式会社サイネックスによる編集記事ページです

ここは有料広告掲載ページです

有限会社 大石葬祭 誠意と真心で



総合斎場 天翔会館 菊水斎場

葬式の事なら天翔会館へお任せ下さい。



駐車場有り

事前相談無料

全宗旨宗派対応

明細な見積り

☎0968-86-5544 和水町前原 241-7

本社 〒865-0016 玉名市岩崎 405-4 TEL 0968-74-4646 FAX 0968-74-4650

玉名斎場 〒865-0007 玉名市河崎 1014-1 TEL 0968-74-5252



編集後記

「和水町 暮らしの便利帳」は、和水町にお住まいの皆さんへ、町の行政情報をお届けするとともに、地域企業の発展につなげることを目的として発行しました。

また、住民の皆さんに、より利便性の高い情報源としてご利用いただけるよう、官民協働事業として和水町と株式会社サイネックスとの共同発行としました。

「和水町 暮らしの便利帳」は、地域の各団体および事業者の皆さんのご協力により、行政機関への設置はもとより、和水町の全世帯へ無償配布することができました。あらためて心より厚くお礼申し上げます。

◆「和水町 暮らしの便利帳」に掲載の行政情報は、令和6年6月1日現在の情報を掲載しています。社会情勢の変動等により内容が変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。行政情報の内容・手続き等で不明な場合は、各担当課までお問い合わせください。

◆掲載されているスポンサー広告は、暮らしの情報としてご活用ください。広告内容については株式会社サイネックスにお尋ねください。

和水町 暮らしの便利帳

令和6年8月発行

和水町／株式会社サイネックス

発行



和水町HP



サイネックスHP

制作

株式会社サイネックス

〒543-0001 大阪府大阪市天王寺区上本町5-3-15
TEL.06-6766-3333(大代表)

広告
販売

株式会社サイネックス 熊本支店

〒862-0976 熊本県熊本市中央区九品寺2-1-24
TEL.096-362-9796

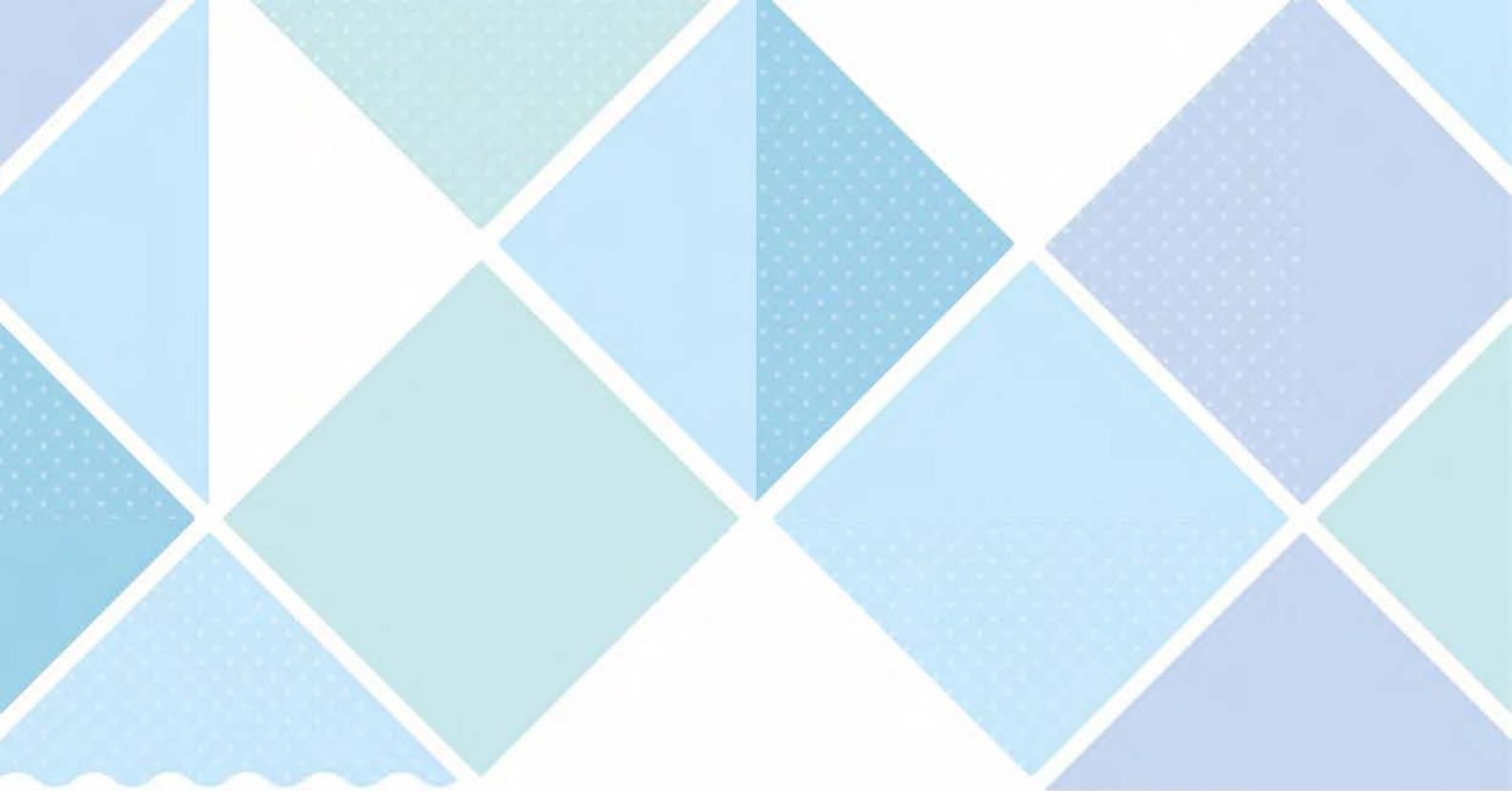
※掲載している広告は、令和6年7月現在の情報です。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

無断で複写、転載することをご遠慮ください。

QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。



和水町

暮らしの便利帳

Nagomi Town Life Guide Book

